

官報 号外

昭和五十三年五月十日

第八十四回 参議院会議録第二十号

昭和五十三年五月十日(水曜日)

午前十時三分開議

議事日程 第二十号

昭和五十三年五月十日

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の訪米報告)

第二 特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、鉄道建設審議会委員の選挙
以下 議事日程のとおり

○議長(安井謙吉) これより会議を開きます。

この際、欠員中の鉄道建設審議会委員一名の選挙を行います。

○原田立君 鉄道建設審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○議長(安井謙吉) 私は、ただいまの原田君の動議に賛成いたします。

○議長(安井謙吉) 原田君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。よって、議長は、鉄道建設審議会委員に田代富士男君を指名いたします。

○議長(安井謙吉) 日程第一 国務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の訪米報告)

内閣総理大臣から発言を求められております。発言を許します。福田内閣総理大臣。

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) 訪米報告を申し上げます。

さて、私は、カーター大統領との会談のため、四月三十日から五月七日まで米國を訪問いたしました。この訪問中、私は、カーター大統領との会談を行ったほか、ワシントンでは、米國議会の指導者や経済関係者と懇談しました。また、別途、園田外務大臣、パンス國務長官、牛場國務大臣、ストラウス大使館の個別会談も行われたのであります。さらにニューヨークでは、私は、米財界人と懇談し、また、日本協会、外交政策協会共催の午さん会に出席いたしました。日米関係の現状及び将来について演説を行いました。これらを通じまして、今回の訪米は、日米友好協力関係の一層の増進に寄与したものと確信いたします。

私の今回の米國訪問は、日米両國が今日の世界に占める地位及び日米関係の重要性に照らしまし

て、兩國首脳が少なくとも年一回ぐらいは直接話し合う機会を持ち、現下の世界の重要な問題について意見を交換し、協議を行うことが望ましいとの基本的考え方に基いて行われたものであり、差し迫った日米間の懸案ないし個別問題の処理のための交渉、それを行うという性格のものではなかったものであります。いわば日米間の「間断なき対話」の重要な一環であり、今回で十五回目となった日米首脳間の定期協力的な性格を持ったものと申すことができます。

カーター大統領とは、五月三日、ホワイトハウスにおきまして約三時間余にわたり、率直かつ実りの多い意見の交換を行いました。会談は、なかなか、アジアの問題と世界経済情勢を中心として行われ、特にこれら二つの分野における日米兩國の役割と協力のあり方について、じっくりと話し合うことができたのであります。

アジアに関する話し合いにおきましては、私は、カーター大統領に対し、特に世界の平和と安定との関連におけるアジアの重要性を強調し、アジアの安定確保のための米國の理解と協力を求めました。これに対しカーター大統領は、米國のアジア・太平洋地域における立場は不変であり、米國はこの地域に引き続き政治的、軍事的、経済的なプレゼンスを維持する決意を表明したのであります。また、私は、昨年夏の東南アジア諸國歴訪を中心とするアジアに対するわが國の積極的外交施策について説明するとともに、これとも関連して、わが國としては、経済協力を中心としてこれら地域の安定と繁栄に寄与する方針であり、開発途上國に対する政府援助を三年間に倍増するとの意向であることを明らかにしました。また、日米両國それぞれの中、ソ連との関係、及び朝鮮半島の問題につきましても話し合いをいたしました次第であります。

現下の世界経済情勢につきましては、世界経済が容易ならぬ困難な状態にあり、その安定と拡大のために、特に日米欧を中心とする諸國の協調

的努力、これが不可欠であることにつき、私と大統領との間で意見の一致を見たのであります。そして、この目的のため、日米兩國が、それぞれ、また協力して、努力を続けることを確認いたしました。わが國といたしましては、本年度実質経済成長率を七％としてこれを目指し、内需拡大を中心とする景気刺激的経済運営を行うことにより、世界経済の安定と拡大に寄与する方針であり、特に、現下の最大の問題である過剰な経常黒字の削減のため、長期的かつ短期的の両面で所要の措置を講じつつあることを説明いたしました。同時に、わが國のかかる努力を成功させるためにも、また、広く世界経済の安定にも、基軸通貨であるドルの安定が不可欠である、このことを特に強調いたしました。これに対し、カーター大統領は、米國としてはドルの信頼を維持する決意であり、そのため、インフレの防止、エネルギー対策の推進、輸出振興策の強化に努力するとの方針を明らかにいたしております。

また、私とカーター大統領は、保護主義を防護し、自由貿易体制を強化するため、多角的貿易交渉を早期かつ成功裏に妥結させることが肝要であるとのことにつきましても意見の一致を見、この目的の実現のため、日米兩國ともさらに積極的な役割を果たすことを確認いたしました。さらに、世界経済の当面する諸問題に有効に対処するため、主要先進諸國が協調した行動をとる必要があるとの見地から、七月のボンにおける主要國首脳会議の成功が不可欠であり、これを成功させるため、兩國が協力して努力することを確認いたしました。

また、新エネルギーの開発が二十一世紀に向かう人類のビジョンとしてきわめて重要であることにかんがみ、私は、今回の会談におきまして、新エネルギー開発のための日米協力の必要を強調し、特に日米共同してこの問題に具体的に取り組むことを提唱いたしております。

私の今回の米國訪問は、日米双方が「世界のた

昭和五十三年五月十日 参議院会議録第二十号

鉄道建設審議会委員の選挙 国務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の訪米報告)

昭和五十三年五月十日 参議院会議録第二十号

國務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の訪米報告)

六一一

め役割り、これをいかに推進していくかという問題について、両国首脳の間で親しく話を交えて話し合ったことに重要な意義があったと思ふのであります。

今日の相互依存の世界において、国際的な協調と連帯、その必要性はますます強まっております。同時に、わが国の国際社会における地位の向上に伴いまして、わが国に対する国際社会の期待もまた急速に高まっております。このような国際環境の中で、国内に見るべき資源を持たないわが日本国といたしまして、自国の生存と発展を確保する道は、進んで世界の平和と繁栄のために協力すること以外にはないと信ずるのであります。私は、このような認識に立ちまして、今後ともわが国の果たすべき「世界の役割り」の推進のため、積極的に取り組んでまいりたいと信ずる次第でございます。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(安井謙吉) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。中西一郎君。

〔中西一郎君登壇、拍手〕

○中西一郎君 私、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま行われました総理の訪米報告に關して、総理はか関係閣僚に対し、若干の質問を行うものでございます。

今回の訪米に關し、カーター大統領との首脳会談は、一回でしかも短時間であったとか、共同声明が出なかつたとかの批判が一部に聞かれますが、私は、このような批判は當を得ないものと考えます。

総理は、当初の予定どおり、約三時間半にわたつてカーター大統領と会談され、大所高所から「世界の役割り」について有意義な意見交換を行われたと承知しております。

さらに総理は、パンス國務長官とも会談されたほか、ブルメンソール財務長官を初めとする米側主要経済閣僚等十一名とは、宿舎ブレアハウスに

おいて、朝食をともしながら、それこそひざを交えて率直な意見交換をされたとも聞いております。それは、あたかも日米合同の経済閣僚懇談会のような情景であり、その際、総理より日本経済の運営の基本方針と日米経済関係の将来の見通しについて明快な説明を得たことを米側出席者はきわめて高く評価したと聞くのであります。このような具体的かつ説得力ある説明を背景に、総理が保護主義の防遏と自由貿易体制の維持について強い決意を表明されたことは、必ずや米側出席者に深い感銘を与えたものと信ずるのであります。

さらに、総理が今回米國議會に赴かれ、上下兩院それぞれの実力者と長時間にわたつて親しく懇談されたことは画期的であります。まさに、日米関係がその広がりや深さを加えつつある証左として、これまた高く評価するものであります。

このように、ワシントン滞在の二日間、総理がそれを十二分に活用され、有意義な活動をされたことがうかがわれるのであります。

ここに、福田総理初め閣僚関係及び同行の議員各位に対し、心からその労をねぎらうものであり、この際、総理及び外務大臣より、このような幅広い接触を通じて感得されたところを踏まえた上、今回の訪米の成果について率直な御所感を伺いたいと存じます。

わが国の経済は競争力の強いものと弱いものの混合経済であります。社会資本も立ちおくれしていることもあります。したがつて、大國意識とかあるいは国際的責任感が国民的合意になりにくい点のあることは否定できません。しかし、相互依存関係を抜きにしては生きていけない国際社会の中で、国力の充実してきましてわが国の責任は重く、分相応の国際的な寄与に対する諸外國の期待は大きいと言わなければなりません。

総理に伺いますが、この容易でない国際的寄与と取り組む基本的な総理の政治姿勢を明らかにしていただきたいのであります。ストラウス氏は、アメリカ上院財政委員会の国

際貿易小委員会で、二月一日、日本側が今年中に經常赤字を五、六十億ドルに減らすと言っていることに悲觀的であると言っております。そして、二、三年のうちには何とかなるだろうとも言つておるのであります。そして、貿易障壁のシステム全般についての解決には八年の経過を要しようと言言しておりますが、他方、昨年末来のアメリカのいら立ちと切迫感は一向に静まりそうもありません。

そこで、今回の日米会談における本年の経済成長率七割と經常収支赤字の大幅減の決意に対するアメリカ側の反応、そしてアメリカのインフレ対策、エネルギー法案などに取り組むアメリカの姿勢をどういふふうに受けとめられましたか、総理に伺いたいのであります。

次に、牛場大臣から、ストラウス氏が八年かかると言つております貿易障壁全体の問題に關連し、多角的貿易交渉、いわゆる東京ラウンドにつきまして相当厳しいものが予想されますが、これについての今後の見通しを明らかにされたいのであります。

次に、牛肉、オレンジあるいは電算機、自動車、テレビなどについて、近い将来追加要求があるのかないのか、農林物資については話は済んでいると伝えられていますが、いかがでございますでしょうか、牛場大臣にお伺いいたします。

次に、ドル安対策に關連して、まず、日本銀行とニューヨーク連邦準備銀行、大蔵省とアメリカの財務局との間で、國際通貨問題についての情報交換の強化の合意がなされたのであります。このことについての評価と、アメリカの為替市場に対する介入の消極的な態度に關連しまして、クローリングペッグ、すなわち平価小刻み調整制や、あるいはわが国では官簿構想などが報せられていることについての総理の所見を伺いたいのであります。

次に、インフレ対策、エネルギー法案などについてのアメリカ側の態度は必ずしも明確でないよ

うに見え、わが国ばかりが提案をし、言いわけをしているように受け取れるのでございますが、わが國が責任を果たさなければならぬことは当然としまして、アメリカ側も、安全保障面で貢献しているからといって、経済面で十分に対応しないでは、アメリカ自身にとつても好ましくないはずであります。今回の会談を踏まえ、今後アメリカに對して、その経済をどうするかについて言うべきことははっきり言う姿勢をとっていただきたいのであります。総理大臣いかがでございますでしょうか。

次に、アジアとの關係について伺います。在韓米軍の撤退が緩和されたり、米韓合同の演習があるなどの反面、アメリカ第七艦隊が頼りにならないのではないかという現状分析もありません。アメリカのアジアへのかかわりはいささかも日本のなすべきことを軽減するものではなく、防衛面でも経済の面でも、むしろ日本の責務をいまだよりも加重するものであると考へるのであります。なお、外務大臣の御所見を伺いたいであります。

なお、日中平和友好条約について、カーター大統領が「成功を祈る」と言つたことは、わが國の日中交渉にどういふ影響を持つてゐるのか、どういふ影響を持たせようとするのか、総理の所見を伺いたいのであります。

さらに、通産大臣は、昨年の總理訪問のアフターケアのためASEANを訪れ、多くの成果を上げてくれましたが、諸懸案の進行状況について、評価を含めて御所見を明らかにしていただきたいのであります。

次に、ASEANの多くの國々は、多くの農村人口を抱えており、急激な近代化導入の波は、ある面では必要であり、ある面では農村を荒廢させ、安定的な社会構造を壊し、自由と民主主義にとつて好ましくない政治勢力が浸透するという危険も持つておるのであります。

総理がアメリカ議會人との会合において、わが國としては、農業就業人口が急激に減少するよう

昭和五十三年五月十日 参議院会議録第二十号

國務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の訪米報告)

六一四

けてまいりました。政府は、議会と協力しつつ、世界と日本の平和と安定のために、世界の新秩序建設のために適切な政策展開を行い、国民の信頼にこたえることを切望して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) ます、中西さんが、質問を通じて、私の訪米を正当に評価していただいたことを心からお礼を申し上げます。(拍手)と申しますのは、いろいろな見方があるものでありまして、いまお話がありました、共同声明が出なかつたのはこれがおかしいと—何がおかしいんですか。最近の風潮は、もう首脳外交の時代なんです。首脳が行ったり来たりしておる、その都度都度共同声明を出す、これはもう、少し時代おくれと言つてもいいくらいなものなのであります。何か出さなければならぬ、そういう事情があるというときにこそ共同声明というものは出します。今後ともそういう必要があるときは出しますが、そういう必要のないときは出しませんから、そのとおり御理解を願いたいのであります。

また、会談の時間が短かつた、あれはどうもアメリカから軽くあしらわれたんだなというふうなことを言う人もあるんです。ありますけれども、それはそんな短い時間じゃないんです。首脳会談が三時間余りだというのは、これは相当長い時間なんです。わが国にも諸国からたくさん来訪者はある。私は二回会うことがありますよ。ありまするけれども、一回の時間は一時間とか一時間半ですよ。そういうふうなことで、決して三時間半に近い時間というものは短い時間ではないというところも御理解を願いたいのであります。

今回の訪米は、中西さんが正当に評価してくださつたように、まず、世界経済の安定という局面において、私は、大変な大きな影響のある会談であつたと、このように見ておるのであります。世界経済は、あの五年前の石油ショック、これ以来いまだに混沌としておる。そこへもつてい

て、昨年の首脳会談、あの会談で申し合わせたところがそのとおり動いてこなかつた。ドイツにいたしましても、アメリカにいたしましても、わが国にいたしましても、この経済成長、その目標を実現することができなかった。さらにそれにつけ加えて、アメリカにおける国際収支の大赤字という問題が出てきたわけでありまして、また、わが日本におきまして、縮減したい縮減したいといったその黒字が、縮減どころか、百四十億ドルを超えるという大黒字に終わつてしまつた。

このような問題があつて、そういうことも背景となつて、この通貨不安問題というものが出てきておる。この通貨不安問題というものを、これを放置しておきますと、これは世界は大混乱になりまするし、それがひとり経済の混乱じゃない、政情の混乱にまで発展する大変ゆかしい問題であります。そういう局面におきまして、ともかくアメリカは世界第一の経済大国であります。わが日本は、自由社会におきましてアメリカに次ぐ工業力をもち得る国である。その二つの国が会談をする、そして意見の調整を行う、これは世界の経済の動きに非常に大きな影響があるわけなのであります。両首脳の会談におきましてこの問題が真剣に討議され、そしてアメリカにおきましては、ドルの減価、その根源になるところのインフレの抑制並びに国際収支の改善、これに努力するということを約束し、わが日本にいたしましては黒字減らしに最善を尽くすという約束をする、こういうことに相なりましたことは、これは私は世界のために非常によかつた、このように思う次第でございます。

また、わが国にいたしましては、何と申しましたも、アジアの一国である。アジアに関心を持つことは当然であります。そのアジアに対する日本の考え方、これは世界じゅうのどの国よりも私はよく情勢を見ておる国である、このように考えるのであります。その日本の国の考え方というものを、全世界にわたつて責任を持つという立場に

あるアメリカの大統領によく話すということ、これは大変有意義なことだ。それに対して、またアメリカの大統領がアメリカの大統領としての御所見を述べる、こういうこと、これは私は、アジアの平和、ひいては世界の平和のために大変重要であつたと思うのです。

特に私が強調いたしましたのは、私ども日本の国は、オーストラリア、ニュージーランド、これは資源の關係で大変深い關係があるんだ、この国と仲よくしなげなならぬことは当然だ、しかし、ASEANの国々、この国々も、ベトナムから米軍が撤退して以来不安な状態が続いておつたけれども、最近、事実上立ち上がり、その傾向が出てきておる、これをわが日本が援助して差し上げる、協力して差し上げる、これは私ども日本の国の責任であると思つて、できる限りの協力をしておるが、また、ASEANの国々など社会体制の全く變つてしまつたインドシナ三国との間に對立、緊張があるというところは、これはアジアのたぐひに不幸なことだ、何とかしてこの兩者の間に對立、緊張のないような状態をつくりたいというたぐひの努力を日本がしておるんだということを、アメリカにもよく申し上げたわけでありまして、アメリカにいたしましては、立場は日本と違つて、違つたが、日本のその立場は非常に貴重な立場じゃないかと言つて評価されましたが、そういうふうな、多少日本とアメリカというものは、立場はアジアに對して違つたところがあるんです。ありながら、しかし、理解し合つて、その共同のそれぞれ努力をするというところは非常に貴重なことでおる、これも私は一つの成果であつたと、こういうふうにおもふのであります。

また、さらに、私どもは今日のこの世界だけを論じたわけじゃないんです。これから先々の世界に向かつて、日本とアメリカというものが協力をしたらずいぶん貴重な役割りができるんじゃないかということにつきましても話し合つた。特に、これから先々、二十一世紀を展望いたしましたも、そうなのでありますけれども、石油エネルギーにかかわるところの新しい資源の開発、これをそのときになつてから話し合いをするならする、努力をするといつても間に合いません。いまから用意しなげりなならぬ問題だ。そのしなげりなならぬ問題の最も重要であり、貴重な問題は何かと言つと、まあ私が提案をしたんですが、核融合並びに太陽熱エネルギーの開発である。この問題で日米が協力しようじゃないか、お互いに、場合によつたら金を出し合つてもいいじゃないか、こういうふうな話をし、大統領も積極的な姿勢を示し、恐らくこれが日米間で今後具体化の方向で詰められることになるであらう。私は、これは世界のために、人類のために大変よかつた、このように考えておるのであります。

成果というふうなことを申し上げれば、これは数限りありませんから、これはその辺でとめておきますが、中西さんから、七%成長だ、あるいはは經常黒字問題だ、こういうことにつきまして、あなたはどういうふうな対応をしたのかというお話でございますが、私は、この経済問題につきまして、アメリカに對しまして、これはわが国の国際社会における経済政策の姿勢はただ一つ、黒字を大幅に縮減することだ、このように申し上げたんです。

そのためにどういう手段をとるかという、まず第一に、何といつても経済成長を高いものにしなればならない。七%成長というのはそのために設定された。国内にもそういう要請もあるが、国際社会の立場からはそういうことをやらんで設定だ。それから、輸出につきましても、いふ調整をしておる。アメリカの市民は、日本の自動車を手動車と言つて欲しがつております。しかし、それをもう昨年の輸出台数以上にはふやさないという行政指導をするのだ。また、鉄についてはどうだ。鉄は、トリガープライス法の適用が出てくるわけでありまして、恐らく、量において一割、二割は減るでしょう。あるいはテレビはどうかと言いますれば、一昨年のピーク時に比べま

てことしは台数において三割の減少になる見通しである。船はどうだ。これは造船不況でありまして、注文がそうないのでありますから、これはもう本当に激減するわけでありませぬ。まあ船はさておき、自動車と鉄とテレビ、この三つだけで対米輸出の四三〇を占めるわけでありませぬ。それがそういう状況なんです。

それから、その他の商品につきましても、円高が影響いたしまして、輸出は非常に抑制されてます。そういうことを考えますときに、わが国の対米輸出、対世界輸出は、数量においてこれはうんと減るんです。減ります、これは。減るが、さてそれが国際収支の面においてどういうふうにあつておられるか。輸出の価格の面においてどういうふうにあつておられるか。これはあつた、アメリカの問題です。つまり、アメリカがインフレで、わが国から買うところの自動車の値段が、テレビの値段が上がるということになれば、それだけドルによって表示された輸出価格というものは多くなるんです。したがって、日本は黒字を大幅に縮小するということを考えておられますが、これにつきましては日本としては最大の努力をしておる。しかし、これが本当に数字となつて出てきて、どんな形が出てくるかどうかというところは、アメリカの問題です。これはアメリカのインフレがどうなるの問題です。これは、上下両院に對しても、あるいは財界人に對しても、特に徹底するように申し上げてきたというところを特に皆さんに御報告を申し上げる次第でございます。(拍手)

しかし、輸出だけで事は決まるわけじゃないです。輸入の面につきましてもこれは努力をしなければならぬ。しかし、努力の結果は、時間のずれがありまして、この二、三カ月の間に顕著な輸入の増加、そういう傾向となつては出てこないでしょう。そのつなぎを一体どうするかということにつきましても、緊急輸入ということを考えてお

る。その緊急輸入の詳しい内容も話しましたが、アメリカは、それに対して、アメリカのできることは最大の協力をする、ウランの問題などにつきましてもいままではかなり消極的であつたんですが、積極的な姿勢が示されたということもまたよかつた、こういうふうにかける次第でございます。

また、私は、それとも関連する問題であります。この会談において、ドルの安定、これにつきましても強くアメリカに努力を求めたわけでありませぬ。ドルは世界の基軸通貨である。この基軸通貨であるところのドルが不安定であるということになれば世界は大混乱になります。大混乱になつたその結果、世界は非常に政治的にむずかしい局面を迎える。このドルの安定、これがなければアメリカ自体がまたインフレ化する。そういうことを考えますときに、ドルの安定に最大の努力を尽くしていただきたい、その背景といたしまして、アメリカのエネルギー政策、これをぜひしっかりやりやうと思つておられる。これは、アメリカはある計画を持っておりまして、いま法案を国会に出しておるんですが、なかなかこれは進まないんです。でありますので、私は、上下両院におきましては、上下両院の皆さん、陳情いたします。ぜひひとつアメリカ政府の提案しているこのエネルギー法案を速やかに成立させたいと申し上げたほどであります。いずれにいたしましても、アメリカといたしましては、ドルの安定に、これは基軸通貨としての立場におきまして今後さらに一層の努力をし、円とドルとの関係におきましてはいろいろいままではいささかありましたが、今後は、大蔵省・財務省、または日本銀行・連邦準備銀行、この間において毎日電話で連絡して情報の交換をし、対処方式について相談をするということをお約束いたしました。このことをまた御報告申し上げます。

それから、中西さんから中国問題につきましても触れられましたが、私から、中国問題につきま

では、双方が満足し得る状態において速やかに日中平和友好条約を締結したいと、そういう方針でその交渉再開のための環境づくりに努力してきて、まあ努力がようやく実りまして、交渉再開も迫つてきたという時点で尖閣列島の問題が起つてきて、大変私は苦慮しておるんだという話をいたしましたところ、大統領は尖閣列島の問題には触れませんでした。そして、中西さんがおっしゃつたように、日中平和友好条約の成功をお祈りしますと、こういうような短い言葉でありました。その意味は一体どうかという御質問でございますが、その意味は大統領に、「お祈りします」という意味はどうかとも聞くわけにもまいりませぬが、私といたしましては、重大な外交政策の決定に当たりましては、どこの国といえども友好国の意見は聞くんです。しかし、その友好国の意見に拘束されるという考え方は、これは持つておりませぬ。そういう態度はとりませぬ。友好国の意見を聞いて参考にいたしますけれども、最終的な結論は、国会の皆さん等にも相談いたします。政府が責任を持ってこれを決定すると、このように御理解を願つたのであります。

駐留軍の軍事費の問題につきましてお尋ねがございましたが、これは全然今回の話し合いの中では出ておりませぬ。まあしかし、ドルがあれだけ減価するということになると、アメリカの駐留軍費の負担というものは、これは重くなつてきます。ですから、アメリカは、ドル問題と関連いたしまして、駐留軍費の問題というものは頭にはある問題かと思つて。しかし、大國アメリカから、そんなことは口に出しません。しかし、それは申ししても、私も日本といたしましては、口には出されなかつたこの問題ではございませぬけれども、安保条約、地位協定、それらの範囲内であることはもちろんであります。それらも、できるだけの配慮はしなけりやならぬと私は考えておる次第でございます。

それから、二年後の核燃料再処理問題の話が出

なかつたかという話ですが、これは、話は今回は触れておりませぬ。これは三年以降の問題になるわけでありませぬ。INFCEの検討の結果、またこれから先々のわが国の研究開発の結果等を踏まえまして、日米間で円満に話は決まつていくと、このように考える次第でございます。

今後の政局運営について問うと、こういうふうな最後の御質問でありましたが、わが国は、世界の中でもとにかく重要な役割を演ずるわが国であります。世界で恥ずかしくない行動をとらなせなければならぬ。わが国は平和国家であります。それは徹しなせなければならぬ。軍事面においてはそういう世界に貢献できないわが国にいたしましては、経済その他の方面において世界にできるだけ貢献をし、世界があつての日本だといふ考え方で、狭い島国根性じゃない、そういう気持ちで政局に当たつていかなければならぬ、こういうふうにお思ひますが、最善を尽くしてまいりたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(園田直君) 重複を避けてお答えをいたします。

第一は、アジアの防衛はアメリカ、経済は日本という御質問であります。これは私が言ひ出した言葉でありまして、総理と大統領との会談、私とパンス國務長官との会談においても、こういう問題が出ておると、総理も私も、日本は特異の憲法を持つておる、この憲法があるから手を出せないのではなくて、われわれは、この憲法こそ、人類の先覚者として、力で物事を解決しない、平和を旨とするという誇りある憲法であるから、したがって軍事面においては協力はできません、経済面においてはできるだけの協力はいたしますと、こういうことを主張しているわけでありませぬ。

また、日本の防衛につきましても、会談では一切出ません。上院、下院の懇談中、陸軍大佐上りの上院議員がおられまして、この方が、日本は自分の自主防衛をもつとやれと言われただけであ

六二五

昭和五十三年五月十日 参議院會議録第二十号

國務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の訪米報告)

昭和五十三年五月十日 参議院會議録第二十号 國務大臣の報告に関する件(内閣總理大臣の訪米報告)

りまして、その後の記者会見でいろいろ言っておられるようでありませぬけれども、まあまあ日本でもいろいろあるわけですから、あの程度は何らわれわれが考慮すべき問題ではございませぬ。

したがって、アジアの国々は、ビルマも含んで、自国の安全ということに非常に関心があるわけでありませぬから、これについてはアメリカの協力をわれわれは期待する、経済面についてはわれわれは一層ASEANの復興、繁栄に努力をする、こういうことであります。

日中問題については、総理が言われたとおりでありまして、いやしくも一國の外交をするに当たって、他國から何か言われたからといって、進めるとか、とどまるということとはあつてはならぬことでありまして、これは既定の方針どおりでありませぬが、外務大臣として言えば、国内で親子からがたがた言われるときに、他人からしつかりやれと言われれば、心うれしきものでございませぬ。今後余り長引きませぬと、それぞれその國からやれとかやるなと言われると、いかにも日本がよその國の意見を聞いてやっていると、一日も早くこれが進みますように格別の御援助をお願いする次第であります。

次に、ASEANの國々に対する経済援助の問題であります。これは御指摘のとおりであります。第一は、量をふやさなければならぬ。そこで總理は、五カ年間に倍増という計画を立てておられました。三年間にこれを倍増するという量的な拡大を図られたわけでありませぬ。

なお、この協力につきましては、御指摘のとおり、大きな工場、プロジェクトを誘致して一挙に何かやろうという考え方は、これは双方反省すべきことでありまして、むしろ、農村あるいは海岸の漁村と、その國の社会の基礎を安定させることが大事でありますから、農村、漁村あるいは一般国民の生活繁栄のためにわれわれは相談をし

て、こういう方面にもっと努力をする必要があると考えております。

なお、青年技術協力隊は御指摘のとおりでありまして、これはきわめて高い評価を受けておりますから、これはさらに増大する必要があると考えておるわけでありませぬ。

大體以上でお答えを終わります。(拍手)

〔國務大臣牛場信彦君登壇、拍手〕
○國務大臣(牛場信彦君) 多角的貿易交渉、東京ラウンド等につきましての御質問にお答えいたします。

ただいま東京ラウンド關係の主要國、つまり日本とアメリカと、それからECでございますが、この間におきましては大體これを七月中に妥結させようということになっておりまして、この間アメリカに参りましたときにも、日米間におきましてぜひひとつこれを七月半ばのボンにおきます首脳会談のときに大體妥結したという形でもって報告をいたしたいということで見解が一致しております。次第でございます。

私は、帰りにまたヨーロッパへ回りまして、ECの連中とも話してまいりましたが、ECの方でもきわめて積極的な考えを持っておりまして、これはぜひひとつ実現しなきゃならぬことだと思っております。

現在、各國とも、交渉の成果の拡大均衡を目指して努力しているところでございまして、拡大均衡と申します意味は、たとえば関税の引き下げにつきましては八年間に四〇%下げるといふ目標を達成しよう、あるいはできたらそれ以上やろうといふことで努力しているところでございまして、日本は、御承知のとおり、いま非常な貿易収支並びに經常収支におきまして黒字を持っておりませぬので、そういうこともございまして、先進國のみならず、開発途上國の方からもいろいろ強い期待と希望とが寄せられていることは事実でございます。こういうことは、しかし、日米間というよう

交渉の一環としての希望でございます。そのうちには、もちろん日本としましてなかなか受諾困難なものもございませぬけれども、しかし、現在の立場から申しまして、ぜひ多角的貿易交渉、東京ラウンドは成功させねばならぬと考えておりますので、今後とも一層の努力をしてまいりたいと思っております。

〔國務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕
○國務大臣(河本敏夫君) まず、ASEAN問題でございますが、わが國のASEANに対する政策は、昨年の八月、福田總理がマニラで演説をされました。いわゆる福田三原則というものがございませぬから、これが基本的な対応策になっております。私の今回のASEAN訪問は、この路線を促進、拡大すると、こういう使命を帯びまして参つたわけでございます。そして、話し合いをいたしました内容は、双方の基本的な経済政策、それから貿易問題、投資問題、経済協力問題、エネルギー問題、こういう問題につきまして話し合いをいたしました。また、各プロジェクトとこれをどう具体化していくかということにつきまして話し合いをいたしました。大部分のものは目鼻がついてまいりましたけれども、一部は懸案として残っております。今後解決していかなければならぬと考えます。

なお、今回の訪問を通じて痛感いたしましたことは、第一に、ASEAN諸國とは間断のない対話の継続が必要である、こういうことを痛感いたしました。第二点は、単に経済だけではなく、文化、教育、社会、こういう幅広い分野での対話及び協力が必要である、こういうことを痛感いたしました。次第でございます。

次に、ASEANとの貿易についての基本的な考えいかに、こういうことでございませぬが、ASEANとの間には貿易上幾つかの問題がございませぬが、大略を申し上げますと、日本からのASEAN諸國への輸出は五カ年約九十億ドルでございます。それから輸入の方は約七十億ドルになつ

ておりますが、そのうち石油關係等のエネルギーが約四十億ドルを占めております。したがって、先方の言い分は、エネルギー以外の分野でのASEANからの日本に対する輸出を拡大してもらいたい、こういう強い要請がございませぬ。しかしながら、これらの問題を解決するためには二國間だけの話し合いではなかなかむずかしい問題もございませぬ。やはり多國間交渉、ガット、MTNの交渉の場で解決しなければならぬ問題が幾つかあると存じます。いずれにいたしましても、この二つのルートを通じて先方の意向を十分くみ入れまして、貿易關係を前進させることは必要であると痛感をいたします。

それから次の御質問は、石油不足への対応策であります。いま御指摘がございましたように、現在の石油の需給關係は非常に安定をいたしております。むしろだぶつておるといふのが現状でございます。しかしながら、こういう状態は当然長く続くものではございませぬ。一九八五年以降には石油危機が来るであろう、こういうことはいま世界の常識になりつつあるわけでございます。世界各國とも、それに対応すべく熱心にそれぞれの具体策をいま進めております。わが國もいたしましては、石油に対する依存をできるだけ減らしていくということ、そのために、節約ということも大事であります。同時に、自主開発、それから備蓄の強化、それから、どうすればわが國が今後石油を世界各國から安定的に供給を受けることが可能であるか、こういう問題もやはり対策が必要でございます。それから、同時に、石油にかわるべき代替エネルギーといたしましては、直ちに大きく役立つものは原子力とLNGと石炭であります。これに対してどう対応するかということ、それから将来の大きな課題としての新エネルギーの開発、こういうものがございませぬが、こういう幾つかの政策を総合的に進めてまいりまして、エネルギー分野での不安が生じないように

万全の策を立てる必要があるかと存じます。(拍手)

〔國務大臣中川一郎君登壇 拍手〕

○國務大臣(中川一郎君) タビオカでん粉の輸入について御指摘、お尋ねがございましたが、御承知のように、でん粉の輸入は、わが国におけるカシノでん粉、すなわち九州地帯の大事な作物、また北海道におけるバレイシでん粉、北海道の大事な作物、に直接影響をいたしますので、今日までもこの両作物については保護を固めてまいりましたところでございます。したがって、トウモロコシでん粉につきましては、関税割当制度の運用によりまして抱き合わせ販売、こういうことをやっておりますし、御指摘のタビオカでん粉等、でん粉そのものの輸入につきましては割当制度でその運用を適正にやってきましたつもりでございますが、今後前向きでという御指摘もございまして、この点につきましては、今後の生産事情あるいは需要の動向等を勘案いたしまして、慎重に検討してみたいと存じます。(拍手)

○議長(安井謙吉) 浜本万三君。
〔浜本万三君登壇 拍手〕
○浜本万三君 私は、日本社会党を代表して、福田総理の訪米報告に対して、総理並びに関係大臣に若干の質問を行うものであります。
国民は、総理が昨年に引き続き、ことしも訪米するとの報道に接し、経済に行き詰まり、日中は決断できず、成田開港に失敗した福田さんが、一体何のためにアメリカに行くのかという疑問を、様々に提起しておりました。いま総理大臣から報告を聞いて、国民の疑問と不安がますます的中したものであると思ひます。本日に何のためにアメリカに行つたのか、全く無意味な訪問であり、深い失望を痛感した次第であります。

福田総理は、カーター大統領との会談後の記者会見で、大統領の心境について、「友あり遠方より来る、また築しからずや」とコメントされたよう

ですが、アメリカ大統領が果たしてそうした気持ちで来たか、はなはだ疑問と言わざるを得ません。忙し日程の中に無理やりに割り込まれた大統領にしては迷惑であったことは確かであり、また「窮鳥ふところに入れば獵師もこれを撃たず」との心境で迎えたものと推察されるのであります。

しかし、今回の会談で共同声明すら出されなかつたことは、日米首脳会談として異例なことであり、誠に不愉快な感じがしますが、あえて聞くわけですが、なぜ共同声明を出さなかつたのか、出さなかつたのはどちらの国の主張であつたのか、明らかにしてもらいたいと思ひます。

私は、今回、昨年の福田総理訪米の際の共同声明や会談記事を読み返してみましたが、当時は、福田新政権発足後であつただけに、カーター新政権にとつても期待の念があり、大統領の発言や日本に対する注目の迫力であつたように思ひます。それに対し、今回の米閣僚の態度や発言は、問題に真剣に取り組んでる姿がどうしても見られず、全くおぼろげに終始したと言つて過言ではありませぬ。こうした失態を招来したのは、そもそも福田総理の訪米自体が何ら国民の真の要求に基づいて計画されたものでないという必然の結果ではないでしょうか。「経済の福田」として自稱しながら、その経済政策はことごとく失敗し、日中関係の前進も、その支持基盤からの反乱に遭つて決断することができない。政権獲得後一年有余にして何ら見るべき成果を上げていない。これでは秋の自民党総裁選に不利であるとの総理側近の派閥的打算に基づくものであることは、有識者のひとしく指摘している点であります。それは、帰国途中の記者会見での発言が大平幹事長との総裁選問題が中心であつたということも象徴されてい

るとを指摘しなければなりません。
そこで、お聞きしたい第一点は、国民の支持が二〇〇程度に低下した総理が、一国を代表して語るどんな資格があり、どんな内容を持って訪米さ

れたかという点であります。昨年の日米共同声明で合意した事項を実行していく過程で国民の支持を失つたわけですから、合意事項そのものが誤つていたのか、合意事項の推進方法が誤つていたのか、いずれかであるかと思ひます。そこで、総理はどういう認識のもとに訪米されたのか、率直に伺いたいと思ひます。

第二は、アジア・太平洋地域でのアメリカの政治的、軍事的、経済的プレゼンスを確認したという点であります。これは、在韓米軍、その他地域の米軍の撤退に反対する立場であり、緊張緩和、平和共存の拡大、民族自決、自主、自立の方向に反するものであります。日本国憲法の定める恒久平和主義をみずから踏みにじるものと思ひます。が、どうでしょうか。

同時に、現在日本と中華人民共和国との間に進められております日中平和友好条約に盛り込まれようとしている覇権反対の態度にも反するものと思ひますが、いかがでしょうか。

今回の会談に際して、アメリカ側が総理を中心にして論じようとしたことに対し、福田総理は、軍事的、政治的側面の論議を引き出そうとしたと伝えられていますが、ベトナムにおいて失敗したアメリカが、国全体として今日反省期に入つておる歴史的阶段を無視して、再びアメリカの軍事的行動を求めるときは、覇権確保の動きと言わなければなりません。ベトナム参戦の愚を再び繰り返すなど発言すべきであつて、アジアにおけるアメリカの覇権確保の行動を是認するようなことがあつてはならないと思ひます。その点、しかと総理の真の意味を伺いたいと思ひます。
日中平和友好条約に対し、「御成功を祈る」という言葉を引き出し、喜んでる態度は漫画的ですらあると思ひます。むしろ、日本としては、アメリカの中国人民に対する軍事的占領を意味する米台関係について一刻も早く清算をするよう呼びかけるべきものでありまして、これが反覇権の具体的な意味であると思ひますが、総理の所見を伺

たいと思ひます。
日中平和友好条約の締結は、国益と世界平和に貢献するものです。条約締結交渉を即刻開始すべきであると思ひますが、政府の決断と具体的な日程について、総理並びに外務大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

また、近く国連の軍縮特別総会が開かれます。原爆被爆原体験の中から、非核三原則を国是として原水爆廃絶を悲願とする日本国民として、この国連軍縮総会に向かつてそのエネルギーを集中すべきときであると思ひます。総理が国民の悲願をみずからの心とするならば、核問題をエネルギー問題としてカーター大統領と語るという姿勢でなく、この国連軍縮総会に積極的に出席して、核廃絶への具体策を提起すべきであると思ひますが、総理の所見を伺いたいと思ひます。

第三に伺いたい点は、防衛分担金の増額や防衛力増強についてであります。
福田総理がアメリカのアジアでの行動を、アジアの平和、日本の安全のため支持するという立場をとつたことは、アメリカ軍の基地の存在は日本のためという論拠を補強し、アメリカ人にとつてみれば、その費用を日本に持たせようとするのが当然であります。日本社会党は、日米安保条約や自衛隊の増強はアメリカの反共政策に役立つものであり、日本を戦争に巻き込む要素を大きくするだけだと考えていますが、いまその根本論はさておきまして、仮に政府・自民党が言うように、安保条約が日本の安全に役立つとしても、その負担として、基地の提供、その他十分過ぎるほど日本は負担をしておるのであります。この不況のさなか、これまで以上の分担金の増額や兵器の購入、軍備拡大は、国民感情として許すことができないと思ひます。アメリカ政府からの公式の要請はないとの官房長官談話が発表されておりますが、いつも後から何か出る現在までの状況を考えますと、これはさらに聞いておきたいと思ひますが、本日に非公式の要請もなかつたのでしょうか、正直に

答えてほしいと思います。

また、アメリカ議会からの発言も伝えられ、その中には、日本の憲法を軽視したり内政干渉めいたものもあつたようであり、福田総理としては、これらに對しどのように答へ、日本の立場を説明してこられたのか、はつきり答弁をお願いしたい。

また、分担金増額要請は、仮に今後あるとしても拒否するということ、ここで言明されたいと思ひます。

また、分担金増額の防衛手段として憲法を利用し、一方では、国会の答弁に見られるように、憲法上からも核兵器まで持てるという反動解釈は、今後厳に慎むように警告をいたしたいと思ひます。

次に、朝鮮半島の問題についてお尋ねをいたします。

昨年の共同声明において、朝鮮半島における緊張を緩和するため引き続き努力することが意見の一致を見たと言われております。南北間の対話の速やかな再開を強く希望したとも述べられておりますが、私は、日本政府がその後こうした点について努力したという事実を不幸にして知らないのではありません。日本政府として、どんなことをアメリカに話したのですか。アメリカ側は、国交のない朝鮮民主主義人民共和国との間に、ルーマニア大統領、チトー・ユーゴスラビア大統領を通じて、事態の解決にそれなりに努力をしておられます。向こうから話すべき内容があつたのではないかと推察しますが、どこまで話し合ひが進んでおられるのか、その内容を承知されたならば、明らかにしていただきたいと思ひます。

また、福田総理は、記者会見の際、カーター大統領がこの問題を韓国抜きで話し合うことは一切しないと答へたと得々と話していましたが、カーター大統領の発言や行動が、アメリカの利害を考慮する上とはいへ、一応民族自決の原則の上に立つた考へ方であるのに対し、福田総理の発言は、韓国の朴政権の利益を代弁しているとの印象がどうしてもぬぐえないのであります。カーター大統領

は金大中氏の釈放のため努力し、また、議会は韓国政権の意向に逆らつてまで米韓の腐敗的癒着を是正しようとしていますが、日本政府は、主権を侵害された金大中事件の原状回復を放棄し、竹島の占拠を容認し、日韓黒い霧の疑惑をそのまま放置するなど、韓国の外政権を絶対視する考へ方をとつております。これでは、反共を理由に国内弾圧をしておる政権を説得できないし、また、朝鮮民主主義人民共和国との間に友好関係を築く何らの手がかかりも見出せないと思ひます。これを機会に、朝鮮半島において一つの民族が二つに分かれておる事態を解決し、自主的に、平和裏に統一されるよう努力するため、特定の政権に固執することなく、両國に對して等距離外交の姿勢に転換すべきだと考へますが、福田総理の考へ方を伺ひたいと思ひます。

また、本日、わが党の飛鳥田委員長以下たくさんの方々が訪朝いたしました。率直な話し合いをするこゝになつてはいますが、帰国後、委員長の報告を率直に聞かれまして、今後の朝鮮問題に真剣に對応する決意があるか、お伺ひしたいと思ひます。

次に、日米間にある貿易及び国際収支の不均衡に關連してお尋ねをいたします。

御承知のとおり、昨年初め、景氣回復の足取りの遅いこゝに着目いたしました。わが党を初め各野党は、内需を拡大するため二兆円の減税政策を主張したのでありますが、福田総理は、勤儉貯蓄、輸出拡大の政策に狂奔いたしました。アメリカ側は、従前からある日米間の貿易や国際収支の不均衡について大きな懸念を抱いており、昨年の共同声明におきましても、「相互に受け入れうる公正な解決がえられるよう、両国政府間で今後とも緊密な協議と協力を行う」としたのは、その不安を一応は抑えて、将来の発言の足がかりを確保することにいたしましたものと言へましょう。ところが、福田総理は一向に政策態度を改めませんでした。

このことは、国内景氣の回復をおくらしただけでなく、アメリカの強力な反発を呼び起こし、矢

継ぎ早なドルの対円相場引き下げ、対米輸出に對する規制、農産物の輸入制限撤廃などを呼び起こしたのであります。外圧があるまで政策を転換せず、外圧があると同も外開もなく、くるりと転換するというのが自民党のこれまでの伝統的な政策の特徴ですが、それを如実に示したものと云へます。今回の訪米において米國から具体的な要求はなかつたとされてはいますが、それだけに、お約束なきにせよ七〇%の成長及び黒字幅縮小の重みは大きいものと思へなければなりません。

そこで、關連する事項を幾つか具体的に關連いたしました。

昨年度の經濟成長率の見通しは五・三%と推測されてはいます。この成長を支えた要因は、前半においては自動車を中心とする輸出増であり、後半においては、息切れきみであった公共投資を十五カ月予算等により補強したのが影響したものだと思ひます。

ところで、最近、五十三年度の七〇%成長を支える要因が一つ一つ崩れていくことを心配いたしました。それは、最近、特に春闘の低額妥結、失業者の増大、預金金利の引き下げ等であり、個人消費支出の伸び一・九%の実現は不可能と言ふべきではないのでしょうか。公共事業費の伸び率は大きいとはいへ、一般会計予算の増加額は一兆一千六百億円、補正後の数字と比較をしますと、四千六百五十億円にすぎないのであります。乗数効果があるとはいへ、基礎産業部門の稼働率が極端に低い現在、成長率への影響は多くは望めないと思ひます。七〇%成長の起爆剤たり得るものがほかに本当にあるのでしょうか。この点は特に率直にお答えをお願いいたします。

次に、黒字の縮小について伺ひます。

八十億ドルの黒字幅縮小の見通しを示したようでありましたが、仮に七〇%の經濟成長が実現するといつたとしても、基礎産業の伸びはなく、知識集約的産業の伸びによるものと考へられますが、その場合、輸入増は微々たるものにすぎないはずで

あります。したがって、八十億ドルの黒字幅縮小の実現を図らうとすれば、勢い輸出減に頼らざるを得ません。仮に八十億ドルのうち六十億ドルを輸出減によるものとすれば、その国内經濟に對する影響は、直接的なものだけで一兆三千億円の度予算の公共事業費の増加額を上回るものであり、それだけで今年度予算における景氣対策は吹っ飛んでしまふではございませぬか。こうした国内需要への悪影響を減ずるためには、補正予算の早期提出が必要であり、また、その内容としては景氣回復に即効性のある減税を中心とすべきであると思ひますが、政府として、補正予算の提出時期等につきまして明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

經濟問題の最後に、關稅貿易一般協定の東京ラウンドの七月決定の問題について、アメリカ側は、首脳會議前にこの問題について決着をつけたいという態度であると伝えられてはいますが、これに對してどのように対処されるのか、政府の具体策についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

最後に、カーター大統領夫妻の訪日要請についてお尋ねをいたします。

アメリカの大統領の来日は、両國の親善關係を強めるためであれば國民はこぞ歓迎するであらうでしょう。しかし、過去にそうであつたように、軍事的あるいは政治的なねらいを込めて招待とかあるいは来日されるといふことであります。問題は別にならざるを得ません。招待の目的は一体何なのでしょうか。また、一つの問題は、招待の主人公はどなたかということでございます。アメリカの國務省周辺は年内の訪日はないと申しております。國民の支持を大きく失つた総理大臣が、その時点で主人公を務められることになると考へなものでしょうか。

また他方では、総理の帰國を契機に、にわかに九月解散説が流布されておるようでございます。この際、解散問題について総理の真意を明らかにしていただきたいと思ひます。

以上諸点につきまして明確な御答弁を求めまして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣福田赴夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(福田赴夫君) 先ほど共同声明を出さなかつた理由は申し上げたんですが、またお尋ねがある。首脳外交の時代でありますので、首脳が気軽に行つたり来たりする。その都度共同声明というものは、当節、はやりにはなつておりませんが、その辺を御理解を願ひたいのであります。

何の目的のための訪米かと、こういうお話でございますが、これは先ほど私の冒頭の報告で申し上げて明確になつておりますが、日米という兩國は、これは特殊の關係の國であります。その兩國の首脳が年に少なくとも一回ぐらいは會つて、そして諸般の問題について話し合つておくということとは、相互に非常に強い参考になることであるかと、このように思ひます。どうもいまさら何のために行つたんだなんて聞かれると答弁に戸惑うくらいでございます。

また、私が党内的な私の地位を高めるために行つたんじゃないかなんていうようなお話もされましたが、私はそんなけちな考え方は持つておりませんから、これもまともにとつ御理解のほどをお願い申し上げたいと思ひます。

それから、日中条約を一体これからどんなふうに進めるのだと、こういうようなお話でございますが、これは、私は考え方はもうずいぶん前から申し上げておるとおり、少しも変わりません。日中双方が満足し得る状態において速やかにこれを締結したい。それで、しかしなかなか環境が熱くない。その環境の成熟のための準備をしてきたのですが、先般御承知のような不幸な事件が起つた。そこで、私も苦慮いたしておるわけでありまして、そこでも、私も苦慮いたしておるわけでありまして、それがそれにもかかわりませぬ、私は、私の考え方は変えることをいたしておりません。いままでも北京における大使館の職員、また中国府の職員との接触、これがありました、もう少し上の段階の接触、そういうふうに行つていきたいと、こ

ういうふうな考え、逐次私の所信に向かつてこの問題を進めてまいりたいと、さうに考えておる次第でございます。

その時期は、一体段取りはどうだというお話でございますが、それはまだ確定はいたさない段階でございます。

また、アメリカへ行つてアメリカの大統領その他から米軍の駐留費についての分担金の増額を求められたのではないかと、このようなお話がありました。これはもう率直に申し上げます。何の要請も出ておりませんのでございます。しかし、いま、先ほど申し上げましたが、ドルが減価した。アメリカの駐留軍費問題は、アメリカとしては頭痛の種であると思ひます。ですから、そういう注文は出ておりませんが、私も、私も、日本政府といたしましては、安保条約、地位協定、これの範囲内においてはできるだけの配慮をするというところが日米安保条約の一方の当事者としての立場であろうと、そのように考えておる次第でございます。

それから、米議会におきましてある上院議員が憲法発言——日本の憲法を改正すべしとの発言をしたというお話ですが、これは、私は全然そういうことは聞いておりません。これは何かの誤解であります。あるいは、私との會談の席でなくて、別の場所でそんなことを言ったのかとも思われまますけれども、一人の人の議員の言動を私は問題にはいたしません。

それから、アジアに対してアメリカの軍事的、経済的プレッソスを求めるという、そういう私の態度に對しまして御批判がございましたけれども、私は、アジアの一国といたしまして、アジアの安定ということを真剣に考えておるのであります。アジアの安定を考えると、いろいろな角度からその方途を講じなければならぬ。軍事的な意味におきまして、わが日本は何ら尽くすことはできないのであります。そういう立場の日本といたしますと、これは経済協力、これはもうもとよりわが國

の貢獻の主軸でなければなりませんけれども、軍事的な協力というものはできません。そういう際に、アメリカがこの地域に責任を持つという態度をとつてもらうということ、私は、アジアの一国としてわが日本にとるべき態度の当然のことであると、そのようにいま考えておるわけでございます。現に、わが國はアジアの一国でありますけれども、わが國は日米安全保障条約を結んでおりまして、わが國の安全の一半をアメリカに依存しておる、こういう状況であることを御理解願ひたいのであります。

國連總會に私自身が出席したかどうか、こういう御所見でございますが、これは、私にも私の政治日程がいろいろあります。また、私自身がニューヨークまで出ていっての利害得失の問題もあるんです。いろいろ検討いたしましたして結論を得ますが、私が行かない場合におきましては、團田外務大臣が私にかわつてニューヨークに参ることになります。

次に、朝鮮問題についてのお尋ねでございますが、私が、カーター大統領は朝鮮半島の問題は韓国頭越してはいたさない、こういうことを新聞記者に申し上げたんです。それをもつて私が韓國の代弁をしたんだというふうな、私には全く理解できない御発言でございますけれども、何も代弁ではございません。私は率直、素直にカーター大統領の言葉を伝えた、これにとどまるものであるということを、しかと御了解願ひたいのであります。

また、南北朝鮮、これに對して等距離でなければならぬという御所見でございますが、そういうわけにはこれはまいらぬ。大韓民國とはわが國は国交を樹立をいたしておるのであります。朝鮮民主主義人民共和國との間には国交を持たないのであります。国交のある國とない國と、その間に同じ立場で接触するといふわけにはまいりません。ただ、飛鳥田委員長が北朝鮮を訪問されるそうでございますが、お歸りになりましたら、お話は

承り、施政の参考をいたしたい、このように考える次第でございます。

それから、経済問題に触れられて、福田政策が失敗した失敗したと、こういうお話でございますが、いま経済面といつてもいろいろあるんです。経済成長の側面もありません。あるいは国際收支の側面もありません。あるいは物価の側面もありません。まあそこいらが大事な問題点でありますけれども、物価を見てごらんない。世界一安定したわが日本の物価状態ですよ。これは、何といたしまして、あの石油ショック以来のわが國の

とつた、わが自由民主政府のつた経済政策が成功したと、こういうことでもあります。これも世界じゅうが認めておることなんです。認めてないのは、国内の一部の人がそういうことを言うんです。(拍手)わが國の国際收支、これも非常によ過ぎるんです。これは、その背景には物価の安定ということもありませんが、よ過ぎては困るんです。過ぎたるは及ばざるがごとし、そういうこともありませんけれども、その是正につきましては、先ほど来るる申し上げておるとおり、努力してこれが赤字の縮減に努めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

まあ、そういう失敗だ失敗だという前提に立ちまして補正予算を早く組めというふうなお話でございますが、いま私どもの見るところでは、経済はかなり順調な動きをしておる、このように見ておるのであります。公共投資の拡大の効果はかなり出てきております。また、在庫調整も順調に進展をいたしておるのであります。生産、出荷、この動きもすっかりいたしておる、こういうふうな状態です。私は、まあ何といたしまして、実績七割成長、これはもうぜひ実現したい、こういうふうな考え方をしておりますが、まあこれは、その動きに變調が出てくるというふうなことになるならば、そのときそのとき最も適切と思われるところの手段を追加するといふ考えであります。いま直ちに補正予算を編成するといふ考え

昭和五十三年五月十日 参議院会議録第二十号 國務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の訪米報告)

方は持つておりません。

それから、いわゆるガットの東京ラウンド交渉、これはどうか、その状況はどうなっておるかというお話ですが、今回の日米会談でも出たのですが、これは保護貿易体制を防護する、これが頭を持ち上げることを抑える、それにはもう非常にこれは大事な手法と目されておるのであります、大体七月のボンにおける首脳会談、その時点ごろまで大筋、つまり実質的な妥結に持っていきたいと、こういうふうに考えておられます。これは日米欧、これが中心になって推進しなければなりませんけれども、そのような合意が日米欧の間に出ておるのであります。そして、その関係各国はみんな、オファーという、自分の国の考え方を述べておられますが、それに対して、お互いにこれを批判し合っておる、批評し合っておるというのが現状でございますが、私は、いずれ七月のころまでにはそれらのやりとりが決着いたしまして大筋の結論が出ると、こういうふうに考えておられます。

大統領を招待する意味はどうかというお話でございますが、とにかく日本の国、またアメリカの国、これはもう特別の緊密な国であります。その国の大統領が日本に來られて朝野の人々に会い、また日本の風物に接する、そして日本に対する理解を深めるということは、大変これは日米のため、また世界のためにもいいことだと、こういうふうに思う次第でございます。何ら他意はないのであります。

それに関連いたしまして、その招待者は一体その時点ではどうなるんだ、総辞職、解散の時期はどうなるんだというふうなお尋ねでございますが、そのようなことは、いまは一切考えておりません。私は、世界の政治を一体どうするんだ、日本の経済をどうするんだと、頭がいっぱいでございます。(拍手)

〔國務大臣(園田直君) ほとんど総理がお答えに

なりましたので……。

共同声明について御理解を願いたいことは、共同声明とは、二国間に案件があり、しかも相当の意見の食い違い等があった後、後日の証のために出すのが共同声明でありまして、今日、すべての首脳者会議では、二国間の問題よりも、世界をどう動かすか、その世界の中でどうやるかということが主な案件であるのが今日の首脳者会議の動向であります。したがって、共同声明等を出してこれに束縛されるよりも、総理と大統領が率直に腹を割って忌憚なく論ぜられることが適当であると思ひ、共同声明は出さないという方針でまいりました。御了解を願いたいと思ひます。

今月末の軍縮総会には、重要な総会でありまして、総理がお出ましを願うよう準備はいたしておりますが、もし不都合の場合には外務大臣が出席をいたします。その際、日本は特別の国でありまして、軍縮総会において、被爆洗礼を受けた唯一の国民であり、しかも非核三原則を持ち、誇りある憲法を持つておる日本国の立場を明瞭に世界じゅうに訴え、終局の核廃絶を訴えることは当然であると考えますから、そのような演説をしたいと考えております。

次に、防衛分担金は、総理がおっしゃったとおり、これはもう全然私的にも公的にも出ません。ただ、上院議員の一人が、日本の防衛はGNP一と言っておるが〇・九しかないじゃないか、もっとやたらどうだ、こういう質問があっただけであります。これについては私の方から使いを差し向けていろいろ説明したら納得されたわけでありまして、ある新聞がインタビューした場合に、ああいうふうに言われたものよりでありまして、ごく一人の議員の私見でありますから、大してこれを気にすることはないと、このように考えております。(拍手)

〔國務大臣(宮澤喜一)君登壇、拍手〕
○國務大臣(宮澤喜一君) ただいまの段階で、本

年度の実質七〇程度の成長をどう考えるかというお尋ねでございます。

このところ、生産も出荷もかなり好調でございます。連続した毎月上昇を続けております。したがって、いっとき問題になりました在庫調整も、私どもの予想どおりの時期に一巡をいたしました。考えておるわけでございます。問題は、まさに仰せのように消費の動向でございますが、私も、消費は家計調査による全国世帯の資料を一番確かなものと考えておるわけでございますが、これが実はかなり統計的におくれておりました。ただいま二月のところまでしかわかっておりません。それによりまして、昨年の十月、十一月、その前の年の同月同月に対してマイナスでございます。この一月、二月になりました、かなり大きなプラスが出てきておりますので、ただいまのところは堅調だと考えておるわけでございます。他方では、仰せのような春闘の問題もございまして、ただ、私もそれに対しては、物価がかなり落ちついておるので、これは消費者にとってはプラスの材料であると考えますし、景気自体が最悪の段階を過ぎたらしいということが、雇用と所得面でも消費者にはかなりいい影響を与えるのではないかと考えておりますので、注意を要しますが、消費もどうやら考えていたよりは堅調にいくのではないかと、いふふうに思っております。したがって、ただいまの段階で、七〇程度の成長はまずまず軌道に乗っておると判断をいたしております。

なお、その前提になりました昭和五十二年の五・三〇、仰せのとおり、これが前提になっておるわけでありまして、五十二年度につきましては、第四・四半期、ことしの一―三月の国民所得統計が六月になりませんとわかりません。しかし、私の感じでは、びつと五・三〇、少なくとも五〇の大台に乗せたことは間違いないだろうと見ておりますので、したがって、七〇の基礎になりまして五十二年の成長はまずまず政府見

通しとそんなに狂った動きはしてないというふうに考えておるわけでございます。(拍手)

〔國務大臣(河本敏夫君) 貿易問題についてお話し

まず、日本は貿易立国でありまして、自由貿易の原則をたてまえていたしております。自由貿易の原則による拡大均衡がその基礎の考え方でございます。しかるに、現在は遺憾ながら輸出に制限をしております。これは自由貿易の原則に反するのではないかと、こういう声が一部の国から出ております。これは、現在の大黒字を至急に調整しなければなりませんので、一時的な対策といたしまして、輸出の制限、緊急輸入の拡大、こういうことをやっておりますが、いずれこれらの努力は近く効果を上げるものと考えております。そして、ある程度の貿易収支の均衡が達成され次第、現在の輸出に対する制限は解除したいと考えております。また、この貿易問題を根本的に解決するためには、やはり産業構造の転換が必要であると考えます。今後の産業構造の転換はいかにあるべきかということにつきまして、近く産業構造審議会から答申をいただくことになっております。(拍手)

〔國務大臣(牛場信彦君) 東京ラウンドにつきま

しては総理から御答弁がございましたが、ちょっとつけ加えさせていただきます。今度の交渉は、これは関税の引き下げ等によって貿易の拡大を図るというこのほかに、ガットの全体の機構を現代化して強化すると、こういう非常に重要な目的を持つておりました。また、これが非常に時間をとりまして、ますます各地でもって保護貿易的な動きが盛んになってまいりますので、できるだけ早く要結したい。そこで、日本とアメリカとECと、期せずして七月の首脳会議の前ぐらいに大体見通しをつけようじゃないかということになったわけでございまして、もう余り時間も

ございせんので、これからいよいよ最終的かつ一番大事な交渉段階に入る次第でございます。現在のところ、わが国に對しましては、先ほど申しましたが、いろいろな要望が寄せられております。先進国のみならず、ことにASEANとか、そういう発展途上国の方からも要望がございまして、そのうちには、われわれとしましてなかなか困難な問題もございすけれども、わが方の立場からいたしますれば、できるだけひとつ努力をして、この東京ラウンドを成功させたいという考えで努力をいたしてまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(安井謙吉) 矢追秀彦君。

〔矢追秀彦君登壇、拍手〕

○矢追秀彦君 私、公明党を代表して、総理の訪米報告に對しまして、総理並びに關係閣僚に對し若干の質問を行うものであります。

総理は、今回の訪米に際し、「世界の中の日本の役割」という格調高いテーマを掲げて大成功を遂げました。そして、その成果を、会談は大成功であった、世界のために有意義であったと自画自賛をされております。しかし、新聞の見出しを幾つか拾ってみても、「宿題先送りの日米会談」

〔議長退席、副議長着席〕

「難問、通商、通貨は先送り」、「実り薄かった日米会談」と書かれているように、通商、通商、防衛など、日米間で山積している深刻な問題については掘り下げた議論はほとんど行われず、したがって共同声明すら出せない、単なる日米首脳テーマ会談と成り下がってしまったのであります。このことは、いままでの総理の御答弁から見ても明らかであります。このことをまず指摘をしておきたいと思ひます。

以下、順次質問を進めてまいります。

質問の第一は、通商問題についてであります。私は、しばしば本院予算委員会、円高ドル安は米國に大きな責任がある、すなわち、エネルギー法案の未成立や、戦略、民間備蓄のため大量

の原油輸入によるドルたれ流し、インフレによるドル価値の低下などを指摘してまいりました。私は、総理に強く、米側に對しドル防衛を要請すべきであると、しばしば主張してまいりました。この間、米國は一向にドル防衛に對し積極的な姿勢を見せず、それどころか、対日貿易収支の赤字を盾に投機攻勢に出て、円は一本調子上がり続け、ついに一ドル二百二十五円にまでなつてしまひ、日本の輸出関連業種の多くが大打撃を受けていることは御承知のとおりであります。米國は基軸通貨國としての責任すら放棄してしまつたかと疑いたくなるような現状であります。今回の首脳会談こそ、ドル防衛を米國に迫る絶好のチャンスであつたにもかかわらず、どうして総理はカーター大統領から積極的なドル防衛の具体策を聞き出すことができなかったのですか。もし聞き出せたとするならば、テーマではなく、具体的な内容をお答えいただきたいと思います。私は、総理のいままでの御答弁でははなはだ不満であります。

昨日の本院大蔵委員会における総理の御答弁により、日銀と米國の連銀、そして大蔵省と米財務省との間に毎日連絡をとると、こういう約束を取りつけられたという答弁がございましたが、これだけを決めたのでは、はなはだ私は不満であります。

また総理は、予算委員会での、宮澤構想と言われるいわゆる緩やかなローザ構想についての私の質問の際に、総理は固定相場論者であることを明言されましたが、今回はこの点についてはお触れになつておりません。しからば、いかにして日米間の通貨の安定をさせるのか、米國と西独との間に取交わされているような合意のようなものがないか、この点についてお伺いしたい。また、この際、宮澤経済企画庁長官の御所見もあわせてお伺いしておきたいのであります。

質問の第二は、通商問題についてであります。洪水輸出とも言われる自動車、テレビ、鉄鋼などの輸出に對して台頭している米國の保護貿易主義、また、農産物を初め電算機、フィルムなどにおける米國製品の輸入拡大要請、これら日米間の貿易摩擦は、いま解決せねば将来必ず禍根となることは間違ひありません。この点について両首脳の間でどのような議論があつたのか、また、今後の対米貿易について、総理、通産大臣、対外経済相はどのような見通しと対策を持っておられるのか、お伺いしたい。

次に、日本側が主張してきた七〇成長、經常収支黒字六十億ドルへの圧縮は、年度初めであり、米側にも反論の材料はなかつたため、日本側の主張を聞くだけに終わったと言われております。そして、本年後半になつてもわが國の対外収支の基調が変わらなければ保護貿易立法に訴えざるを得ないという動きが米國にあります。もし、この國際公約をほごにするようなことがあれば、米國のみならず、EC初め世界じゅうから再び集中砲火を浴び、急激な円高、そして日本製品の締め出しという報復手段がとられることは火を見るより明らかであります。

総理、言葉より実行であります。総理は前科がございせん。昨年は総理の國際公約の実現は果たされませんでした。輸出重点型の重化学工業の構造や國際競争力の予想外の強さから判断して、今後、産業構造の転換を初め、どのような施策をもつて國際公約を実現するのか、具体的ににお答えをいただきたい。

また、今回の会談は、七月にボンで行われる先進國首脳會議の準備会談とも言われております。この會談に臨むには、まず日米で東京ラウンドの合意を取りつけていきたいというのが政府の方針のようでありますが、これについてはどのような進展があつたのか、御報告願ひたい。さらに、サミットに臨む政府の基本的な方針について具体的なお伺いをしたいのであります。

質問の第三は、核、安保、アジア問題についてであります。カーター大統領の核政策についてどの程度の話し合いをされたのか。特に私は、日本の國是である非核三原則と平和憲法について米國の理解ははなはだ乏しいと指摘せざるを得ません。その理由としては、昨年のウラン再処理工場問題に對する米側の態度、依然として原子力空母ミッドウェイの寄港を初めとする米軍の核持ち込みの疑いが晴れないこと、さらに今回、米國議會を代表する幹部であるロング財政委員長が日本國憲法の改悪発言という危険きわまりない動きなどが挙げられます。総理は、このような米側の態度に對してどのような反論と主張をされ、日本の政策を理解させてきたのか、お伺いしたい。ロング発言については聞いていないと言われます。また、アメリカの人がどう言つたか私は関知しない、そのような御答弁をされておりますが、それでは納得できません。このような動きが米國の議會にあるということは、アメリカの國民にかなりこのような日本國憲法を改悪せよという動きがあると見なければなりません。したがって、これからでも何らかのコメントをすべきであると私は思ひます。

また、カーター大統領は、SALT交渉を一方で進めながら、一方において新しい殺戮兵器である中性子爆弾を製造し、それを中止しようとしておりません。また、新しいRRR爆弾の研究開発も進められてお聞きします。大変な矛盾であります。平和國家日本の総理として、米國に核軍縮を迫り、中性子爆弾などについても製造の中止を要請すべきであつたと思ひます。また、どうして、國連軍縮特別總會への出席を國會であれだけ約束しながら、どうもいまの御答弁では総理は行かれないような感じがしてなりません。核軍縮への総理の意欲を疑わざるを得ません。これらの点について、しかとお答えをいただきたいのであります。

さらに、アジアの重要性がますます高まる中で、日本への防衛分担を米國は強く迫り、このことから再軍備への要請が厳しくなつてくることを

私は心から憂うものであります。この点について首脳会談ではどのような議論が闘われたのか、米国のアジア軍事情形にますます日本が組み込まれる心配はないのか、お伺いしたい。

また、日中平和友好条約締結について米国の了解を取りつけた以上、直ちに交渉再開、条約締結へと行動を起こすべきであると思ふが、具体的な日程と方針をはっきりとこの際伺つておきたいのであります。

質問の第四は、新エネルギー開発のための日米協力についてであります。

総理は、ニューヨークでの演説の中で、核融合と、そして太陽熱エネルギーの共同開発を目指す科学技術協力共同基金の創設を主張されておりますが、いままでの御答弁では具体的なものはないうちに理解せざるを得ません。ただ単なるアドバンスのように思われます。カーター大統領とはどの程度の話し合いをされたのか、特に核融合開発についてカーター大統領が賛意を表したとするならば、大統領の対日核政策は以前より変更されたやに私は見えますが、今後の具体的な方針をお伺いしたい。

また、けさの新聞では、この核融合開発についてダブルレットの改造計画に共同出資の計画が決まったと伝えられていますが、共同開発は双方とも完全な平和利用の立場を貫けるかどうか、あわせてお答えをいただきたい。

質問の第五は、今後の経済運営についてであります。

最近の経済指標は、在庫調整が進み、生産活動にやや明るさが見えるなど、不況の底離れ傾向を認めるにやぶさかではありません。しかし、個人消費、設備投資などは依然低迷しており、まだ規模のさざ波景況であり、順調な景気回復軌道に乗ったとは言えません。言うなればカンフル注射に支えられた状態であり、五十一年、五十二年の景気回復パターンと非常に似ております。前回は、公共投資から民間需要へのパトントッチが

うまくいはず、息切れ、中だるみの失敗を繰り返しました。こういった昨年の動きから見ても、経済の自律回復力はなお弱く、五十三年度後半に對しての不安は取り除かれておりません。また、このしに入ってから政府のやや誇大広告の景気回復宣言の陰で、総理府発表の五十三年三月の完全失業者は、ここ二十年來最悪の百四十万人に達し、また、有効求人倍率の悪化傾向も改善されておられません。企業倒産は月千五百件台が依然として続いており、造船業界は言うに及ばず、構造不況業種の経営はますます困難になっております。

さらに、最近の不況の底離れ傾向も、実は企業の極端な減産経営、生産調整、不況カルテル、価格カルテルなどの、いわば縮小均衡の上に成り立っており、これまでのわが国の景気循環過程とは大變違つてきております。このような私の経済の現状認識を、総理、経済企画庁長官はどう考えられるのか。今後、大幅減税の実施による個人消費の拡大や民間住宅建設の促進策、生活基盤整備のための公共事業の拡大など、適切な対策の用意があるのかどうか、具体的に伺いたい。

次に、総理が以前からしばしば言われてきた安定成長路線への軟着陸の持論はいかなるものなのでしょうか。縮小均衡を言うのか、また、雇用安定や構造不況業種対策はどうするのか、総理の明確なビジョンとこの際伺いをしていただきたいのであります。

最後に、国民は、生活の安定と福祉の向上、そして世界の平和を強く願っています。総理は、この国民の切なる願いにこたえるべく、政治生命をかけてその任に当たってほしい、このことを強く要望して、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(福田赳夫君) 答へ申し上げます。今回の訪米につきまして、共同声明が出せなかつたんだと、会談時間が区切られたんだというように、またまたのお話でございますが、出せな

かつたんじゃないんです、出せなかつたんです。これが、最近の風潮というか、その方がスマートである、こういうことになっておるわけであります。同時に、会談時間が区切られたんだというようなお話ですが、そうじゃないです。率直に会談の模様を申し上げますと、大体会談の時間が来たようだ、そこでカーター大統領が時計を見たんですよ。時計を見まして、「福田さん、まだ二つばかり言いたいことがあるんだが、お許し願えますか」と、こういうふうなことであった。決して、値切られた、会談時間が時間を見ながら区切られたんだというふうなことでなかつたということ

を、これは申し添えておきます。ドル防衛につきましては、矢追さんが、かねてこれを日本としては主張すべしということ、これはよく私も承知しております。私はそのような主張を展開をいたしてきただけであります。ドルの価値が安定されること、これが世界政治のためには精いっぱい言葉を尽くしまして、大統領にも、また閣僚たちにも申し上げたわけでありまして、一体これができなかつたら世界が大混乱になつてくる。また、いま石油の問題が、その需給の状況から見まして安定しておるんです。その値段が安定しております。しかし、ドルがさらにさらに減価するということになつたら一体どうなるのか、また石油価格の暴騰という事態が恐れられるじゃないか、そういうことになつたら世界はもう大変な混乱になる、もう、アメリカのドル、これはまさに世界の基軸通貨であるが、通貨面において基軸であるばかりじゃない、政治面においてもこれは基軸的役割を持つておるんだと、ぜひひとつ価値維持につきましては努力されたい、ということを言葉をきわめて強調いたしましたわけでありまして、大統領におきまして、またその周辺におきましても、最大の努力をするという決意であり、最近また、皆さんがよく御承知のように、アメリカのこの問題に對する態度は変わ

りつつあります。その初期の段階におきましては、確かにアメリカはおかしいと、非常に私は不満を持つておつたんです。そのことも率直に申し上げました。しかし、私は、最近のアメリカのドルに對する動きというものは大変改善されてきておる、そしてインフレの阻止、また石油法案の通過、こういうことに全力を挙げておるということを確認をいたし、いささか安心をいたしておる次第でございます。

また、日米間の通貨問題につきまして、ドイツと日本とやり方が違ふじゃないかというふうなお話ですが、これはもうもとよりで、違ふべきものなんです。ドイツは、これは何と云つても、ドルに次いで大きな、ポンドとともに国際通貨であります。残念ながら、そういうこともありますが、それには非常に配慮をいたし、もうすでに日本とアメリカの間にもスワップ協定があるんです。ドイツとの間にもスワップ協定がありましたが、そのスワップの金が切れたんですから、そのスワップの額を増額するということがありましたけれども、わが日本とアメリカとの間のスワップ協定、これはまだ額を増額する必要はないわけでございます。毎日毎日とにかく日本の大蔵省、アメリカの財務省、また日本銀行、アメリカ連邦準備銀行が連絡をとるといふようなことですから、これは非常に円の問題につきましても関心を持ちたいのであります。

それから貿易問題であります。これは先ほど来る申し上げたわけでございます。細かい問題は具体的に牛場・ストラウス会談で決まり、これは共同声明でもこれを発表しておるわけでございます。取り組むかということにつきましては、十分私はアメリカ当局と今話し合つてきたわけでありまして、当面、牛場・ストラウス会談で決められた

あの線をお互いに忠実に実行する、それからまた、大きな立場からは七月の首脳者会議を成功させるということであり、そのために相当精力的な努力をお互いに要する問題は、これはM T N、東京ラウンド交渉を成功させるための努力であろうと、こういうふうな存じ、その点について意見の一致を見ておるわけでありませう。

また、先進国首脳会議に臨む方針についてどんなことであつたかというお話ですが、それは、先進国では、インフレのない成長、それからエネルギー問題、当面のエネルギー問題、また貿易上の諸問題、国際通貨問題、また、工業国と開発途上国との間の調整の問題、これらの問題について結論を得ようじゃないかということになつたわけでありまして、特に保護貿易主義、これは断じて許してはならないということ、両者の意見の一致を見た次第でございます。

国連総会に私が出席すべきであると、こういうお話でございますが、これは先ほど申し上げた通りでありまして、目下その検討中である。私が行かない場合には園田外務大臣が行くと、このように御理解を願います。

それから、日中平和友好条約交渉、これを急げというお話であります。特に、アメリカの了承ができたんだから急げというお話ですが、私は先ほど申し上げたが、アメリカがいいと言つたからやるんだと、そんな考え方は持つておりませんから、その辺は誤解ないよう願ひしたいのであります。

それから、核の問題、これは私は、大統領に對しては、また閣僚に對しては、もう強く主張したんです。アメリカ大統領の言うところの核廃絶、核不拡散、この方針について理解を持つ国はわが日本以上の国はあるまいというくらい、わが日本はこの大統領の核政策を支持している。しかし、だからといって核を平和的に利用するといふこの問題を阻害してはならない、この二つの考え方は両立し得るはずである、この両立の方向

に向かつて両者はいろいろ研究、工夫をしようじゃないかという事を提案し、先方もそのとおりにいたしませうということに相なつておるのであります。

また、経済問題に触れられて、七多成長、経常黒字の大幅削減の実現、これはなかなかむずかしいんじゃないかというふうなお話でございますが、先ほどから申し上げておるとおり、七多成長、これは、いまのところはとにかくその路線で日本の経済が動いておる。ただ、異変があるという際には、しばしば申し上げているんですが、その時点において最善と思われる方法を追加すると、このような方針でございます。いまそういう措置をとる必要はない。

それから、六十億ドル黒字というのは、これは予算編成に際して政策運営の指標として書いてある数字でありまして、これは国外に別に六十億ドルというのは一切私は申し上げておりません。日本としてはこれだけの努力をします、先ほど申し上げたとおりの努力をするわけなんです、輸出においても、輸入においても、しかも、この円高の影響というものもあるわけなんです。かなり様子は変わってくるんですが、その変わってきた結果、黒字の数字がどうなるかという事は、アメリカのインフレがこれは決めるんですから、その点は篤と理解をしてもらうように努力をいたしてまいつた次第でございます。

最後に、安定成長というのはいくつという考え方が、これはもう私が何回も申し上げたわけでありまして、これは、いろんな角度から見ましても、つり合つた姿で経済が発展する、つまり、山あり谷ありというふうな、そういう行き方もよくない、それから、社会各層に格差が出てくるというふうな状態もよくない、とにかく均衡のとれた社会を実現するための経済政策、こういうことにならなければならない。石油資源なんか非常にむ

ずかしい時代になつてきた。その時代になればなるほどそのような考え方が求められておると、このように考え、その路線をこの経済運営では推し進めてまいりたいと、このように考えております。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕
○国務大臣(宮澤喜一君) ドルが基軸通貨であるということ、そしてアメリカには基軸通貨国としての責任があるという点について、かねて、アメリカの大衆はもとより、指導者の認識が不十分であるという事は、私も矢追議員が言われますと同じように感じておりました。ことに、このことは昨年九月、十月ごろの時期には非常に強く私も感じたところでございます。その間、わが国は、昨年の秋と、ことしの二月中旬からと、二度非常な円高に見舞われたわけでございますが、そのような相手国が非常に迷惑を受けているということについて、アメリカに十分の認識なり意識がないということが問題であつたと私は思つておりました。したがって、この点については矢追議員も委員会においてしばしばお尋ねでございました。そのようなことを申し上げておりました。

先ほど総理のお答えもございましたが、幸いに、その後アメリカとしてもかなりこの点は、少なくとも指導者はわかつてきたように思います。今回また総理から強くそのことをお話しになつたこととでございますので、ある程度この問題についての認識はつきりしてきたと思つておるわけでございます。

ただ、今日の状況において、いわゆる固定相場という事は可能であると思はせませんので、したがって、フロートというものを成功させるのにはお互いの共通の努力が必要だといふような物の考え方を、この七月のボンの先進国首脳会議を通じて、そのような認識がもっとも出てくることを私としては希望いたします。また、そういうふうな動いていくのではないかと思つておるわけでございます。

それから七多成長の問題は、先ほどすでに御説明を申し上げました。その部分は省略いたしますが、矢追議員の御指摘は、この辺まではうまい。これは昨年もそうであつたので、この辺からこれがうまい民間の経済活動に結びつかない、そういうパターンが昨年もあつたではないかとおっしゃつておられるわけでありませう。で、私も、在座調整などが一巡してはいるということ等々から、昨年のようなことにはなるまいと思つてはおりますけれども、しかし、そういうパターンが確かに昨年ございましたから、前車の轍を踏むなよという御注意は、まことに時宜になつた御指摘であると思ひます。したがって、よく注意をいたしまして、もし軌道が外れそうなきには、この政府の努力の腰が折れないような措置を迅速にいたさなければならぬというふうに思ひます。

が、幸い、公共事業予備費を初め、いろいろな手段も予算が持つております。ただ、いまのところ、そういうことは必要であるとは存じませんけれども、しかし、もしそのようなことが徴候として見えますときには、機を失せずその措置をとらなければならぬ。御指摘の点は十分注意をいたしてまいります。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(河本敏夫君) 日米貿易の不均衡をどうするかというところでございます。これまで何回もお話ございましたが、整理するといふ意味において重ねて若干申し上げてみたいと思ひます。現在、非常に大きな日本側に黒字が出ておりますが、基本的にはこれをある程度調整するといふ考え方でございます。

まず、一番の基本的考え方、内需の拡大によりまして輸入力を増大していくという、これが一番の基本でございますが、これには若干の時間が必要だと思ひます。そこで、東京ラウンドでいま市場の開放措置について相談をいたしておりますが、私ももといたしましては、このガット東京ラウンドが予定どおり七月には成功することを強

昭和五十三年五月十日 参議院會議録第二十号 國務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の訪米報告)

く期待をいたしております。

それから、先般日本から買付けミッションが行きまして、相当額の予約をいたしました。これを至急に具体化するという課題がございます。これを予定どおり進めてまいりたいと思っております。

それから、昨年の九月から日米両国の間に貿易円滑化委員会というものをつくりまして、両国の貿易をどうすれば円滑に進めることができるかという点について適宜会合を開いておりますが、この制度を、この仕組みをもっと活発に活用してまいりたいと思っております。なお、このほか、アメリカ側の日本に対する輸出、これに対してわれわれといたしまして一層の努力を期待をいたすものでございます。

それから同時に、大変残念な話でありますけれども、当分の間、主要な品目について数量が激増しないように行政指導をしております。これはしばらくの間続いております。これは以上、いろいろ考えられることがございまして、が、そういうものを総合的に並行して進めながら、現在の大幅な不均衡というものを至急に是正していきたく考えておる次第でございます。

〔國務大臣牛場信彦君登壇、拍手〕
○國務大臣(牛場信彦君) 各大臣からそれぞれ御答弁がございましたので、私の申すことはほとんどないでございますが、日米の貿易の不均衡ということ、それは、そう長い間のことではないのでございまして、一九七五年にはこれは十七億ドルだったわけでございます。ところが、七六年に五十三億ドル、七七年に八十一億ドルと非常にふえたわけでございます。これは明らかに日米間の景気のずれの違いということが大きな原因になっておるわけでございます。七五年にはアメリカはマイナス成長だったものが、七六年には一挙に六%成長になりまして、七七年も引き続き大体五%程度の順調な成長を続けてまいりました。日本の方はどうも余り景気がよくないということで、こういう現象が起った。これに引き続きまして円高の現象があり

まして、円高に伴って起こるリーズ・アンド・ラグズという現象が、われわれが考えていたよりほど強かったということじゃないかと思うのであります。したがって、この二つの点が直つてまいれば、一直るといふことは、つまり日本の内需拡大による景気振興と、それからアメリカの努力、主としてアメリカの努力によるドルの安定ということが実現すれば、こういう傾向というのは、あるいは非常に早くまた変わってくるんじゃないかという期待も持てるんじゃないかと考えておるのであります。

それから、アメリカの保護主義につきましても、その御心配があると思っておりますが、カーター政府というものがあくまで自由主義で行くという信念を持つております。ことにこれは大統領の非常に強い信念であるということは、これは私も今回参つてもまた確認してまいりましたところでございます。アメリカの保護主義と申しますのは、結局議会方面、それから労働組合あたりが震源地であるということなんでございまして、これに対して大統領は極力防戦に努めておるといのが現状だと申していいと思っております。したがって、われわれの態度としましては、そういう大統領の努力をできるだけ助けるような措置をとっていくということが必要だと思っております。もちろん、これにはアメリカ自身の努力が必要である。これはもう総理がアメリカ側に指摘されまして、石油の輸入の削減でありますとか、それからインフレ対策、それから輸出振興、これはもうぜひやってもらわなければならないことではあります。わが方としましては、とにかくまず東京ラウンド、いわゆる多角的な貿易交渉、これを成功させるという点におきましてアメリカと協力してこれを進める。これがまあ一番、私の考えといたしましては、現在のアメリカの中における保護主義の台頭を抑えるに有効な手段であると考えておりまして、そのように努力してまいりたいと思っております。(拍手)

〔國務大臣園田直君登壇、拍手〕
○國務大臣(園田直君) 簡単に答えをいたします。まず、非核三原則、それから平和憲法の精神については、各種会議及びニューヨークの演説等折に触れて総理はこれを主張し、周知徹底を図つておられました。

次に、ロング委員長の発言問題であります。これはグレン議員のことでありまして、しばしば申し上げるとおり、防衛費あるいは日本の防衛についての発言ではなくて、日本自身の国防費と申しますか、自衛隊の費用の予算がGNPの1%に上らないか、足らぬんじゃないかと、こういう発言があったわけでありまして、その後私どもは、特に注意をいたしまして、係官を差し向けて、間違いがあつてはならぬと思ひ、日本の防衛費の予算の問題及び米軍駐留費の問題についても詳しく説明をして理解を求めておきました。ドイツと日本と比べて、駐留費は、兵力はドイツが二倍、日本の方は半分、にもかかわらず、出している分担金というものは日本はこの半分以上に匹敵することをやっております。しかも、この駐留費は簡単に政府間でできるものではなくて、これは日米合同委員会が協議をし、その協議の結果、決められた地位協定の中でやるべきことであつて、この地位協定は国会の承認を必要とする。そこで、そのように簡単にはいらぬわけでありまして、こういう説明をしておいたわけでありまして、その後、新聞記者のインタビュウにおいては相当強く言われたようでありまして、あれはわれわれには何にもございせん。

ありまして、日本がアジアの安定のために、まず自分の防衛だけは自分でやれ、こういうことは言いますけれども、それ以上に、軍備を拡大して軍事大国になるといふことは、ASEANの国々もアメリカの国もそれは望んでおらぬわけでありまして、そういうものを持たしたら何をやるかわからぬという心配の方がまだ多いわけでありまして、この点は特に答えを申し上げておきます。

○副議長(加瀬完君) 答弁の補足があります。福田内閣総理大臣。
〔國務大臣福田赳夫君登壇〕
○國務大臣(福田赳夫君) 核融合のことで答弁漏れがありましたのでお答え申し上げますが、私、カーター大統領に對しまして、これは日本といたしますと、軍事、軍備などというののない世界を望んでおるんだ、しかし、そういう時代がすぐ来るとも限らない、当分の間、軍事力というものが世界の秩序を維持するといふ大きな役割をなすわけでありまして、わが日本は残念ながらその面で協力することはできない、他の面では何か協力をしたいといふことを考えておるんだ、その一つが対外経済協力という問題である、特にアジア諸国についての問題は重点を置いて考えてまいりたいといふことを申し、それからもう一つは、まあ当面の問題というよりは、長い人類のエネルギーの問題、この問題については協力したらどうだろうと、アメリカは幸い強大な経済力を持つておるし、また技術能力も持つておる。わが日本はアメリカに次いで強い経済力と、また強い技術力を持つようになってきた。この兩國が共同する、そうしてその協力のもとに、石油時代がむすかしくなる、そういう時代の新しいエネルギーの開発という点に協力をするといふことになれば、これは本当に世界人類のためにいいことをしたなと言つて評価されるようなことになるんじゃないかといふ話をしたんです。カーター大統領は本当にひざを乗り出してきましたよ。そういうお

ありまして、日本がアジアの安定のために、まず自分の防衛だけは自分でやれ、こういうことは言いますけれども、それ以上に、軍備を拡大して軍事大国になるといふことは、ASEANの国々もアメリカの国もそれは望んでおらぬわけでありまして、そういうものを持たしたら何をやるかわからぬという心配の方がまだ多いわけでありまして、この点は特に答えを申し上げておきます。

ありまして、日本がアジアの安定のために、まず自分の防衛だけは自分でやれ、こういうことは言いますけれども、それ以上に、軍備を拡大して軍事大国になるといふことは、ASEANの国々もアメリカの国もそれは望んでおらぬわけでありまして、そういうものを持たしたら何をやるかわからぬという心配の方がまだ多いわけでありまして、この点は特に答えを申し上げておきます。

ありまして、日本がアジアの安定のために、まず自分の防衛だけは自分でやれ、こういうことは言いますけれども、それ以上に、軍備を拡大して軍事大国になるといふことは、ASEANの国々もアメリカの国もそれは望んでおらぬわけでありまして、そういうものを持たしたら何をやるかわからぬという心配の方がまだ多いわけでありまして、この点は特に答えを申し上げておきます。

ありまして、日本がアジアの安定のために、まず自分の防衛だけは自分でやれ、こういうことは言いますけれども、それ以上に、軍備を拡大して軍事大国になるといふことは、ASEANの国々もアメリカの国もそれは望んでおらぬわけでありまして、そういうものを持たしたら何をやるかわからぬという心配の方がまだ多いわけでありまして、この点は特に答えを申し上げておきます。

考えですかと、こういうことで。

それから私、東京に帰りまして、そして向こうの反応を聞いておきますと、確かに、大統領は周辺に對して、この問題の検討を指示しておられるようでありまして、この問題は、そういうアイデアを交換をしたという程度のものでありまして、まだ具体化はされておられません。おりませんけれども、これはいざだんだんと大きな両国間の問題、また、両国ばかりじゃない、一緒にやろうという国が大変出てくるかも知れない。国際社会において非常に大きな問題になってくるということであるというのを申し上げてお答えしたいと思います。(拍手)

○副議長(加瀬完君) 河本通商産業大臣。

〔國務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(河本敏夫君) エネルギー問題について私からも補足をいたします。

現在の政府の基本的なエネルギー政策は、当分の間は石油を中心に進めておるわけでございまして、この石油に対する政策といたしましては、開発、節約、備蓄が中心でございます。しかしながら、昭和六十年——一九八五年ごろには石油が相当危機が来るのではないかと、こういう予測もございまして、そこでは、それにかわるべきものとして、LNGあるいは原子力、石炭、こういうものを重視して進めておりますが、特に原子力発電のうち、高速増殖炉の開発につきましては、いま日本といたしましては全力を差しておりますところでございます。しかしながら、いざれにいたしまして、これらは無限のエネルギーというわけにはまいりませんので、やはり人類にとりまして無限のエネルギーを開発することが必要でございます。無限のエネルギーとは何ぞやと言いますと、それがすなわち核融合の開発であり、さらにまた太陽エネルギーの開発でございます。現在、日本といたしましてはこれらの開発に對しましては相当な投資を毎年いたしております。特に太陽エネルギーにつきましては、昭和六十年を目標といた

しまして、小規模ではありますけれども、太陽エネルギー発電というものをつくり上げたいということでは準備を進めております。

いざれにいたしまして、この二つの目標に對しまして、今回カーター大統領と福田総理との間に、日米協力してこれを二十一世紀の最大の課題として取り組んでいくことではないかと、こういう合意ができたという事は、これは非常に高く評価すべき点だと思つて、日本といたしましては、この線に沿って、どう具体化するかと存じます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) 上田耕一郎君。

〔上田耕一郎君登壇 拍手〕

○上田耕一郎君 私は、日本共産党を代表して、総理の訪米報告について質問いたします。

この三十年近い期間に十数回も行われた日米首脳会談は、参勤交代という別名にふさわしい対米従属外交の場となってきました。今回も例外ではありません。日本側が軍事、経済の二つの分野で、危険な重荷を背負って帰国した疑念はますます深くなつております。

第一は、アジアの平和と日本の安全に関する問題であります。

総理は、会談で、アメリカのアジアにおけるプレゼンスを要望したとこととです。その際、あなたは、アジア離れに對する東南アジア諸国の不安に口をかりたようですが、問題は在韓米地上軍撤退を焦点としている以上、実はこれは韓国の朴政権の代弁を行ったものではなかつたのですか。しかも、朝鮮の自主的平和的統一や、台湾問題の解決を妨げているものは何かを見ても、あのベトナム侵略戦争、なにかんなく安条条約下の日本の現実を見ても、アジアの平和を脅かし、諸民族の自決権に介入している元凶は、まさに米軍のプレゼンスではありませんか。一体総理は、アメリカのアジアに對する介入と干渉の永久化、米軍の日本駐

留という屈辱的事態の永久化を望んでいるのですか。

この点でさらに重大な問題は、あなたが、「世界のための日米」といった流行歌めいたスローガンを口にしつつ、このアメリカの干渉計画に對する積極的な加担と危険な分担を約束してきたのではないかと疑念を感じます。なぜなら、福田総理は、ニューヨーク演説でも、日米安条条約を初め日米両国間の全面的な提携関係を象徴するものとして特徴づけたからであります。

また、総理が歓迎を表明したブレジンスキー大統領補佐官の四月二十七日の演説は、むき出しに次のように述べているからです。いわく、自衛能力を着実に向上させている日本との同盟関係は、東アジアにおける米国の立場を安定させるいかりの役目を果たし、太平洋地域でのわれわれの戦略的、政治的影響力の範囲を拡大している。安条条約の全面的な提携とはどのような軍事分担の拡大を意味するのか。安条条約第二条のことなどという逃げ口上はやめて、総理の真意を伺いたい。ブレジンスキー演説は、朝鮮などへの迅速な再展開に使える世界的な即応戦力の創設を初めて明らかにしたようですが、その説明が、いざれかの場であつたのでしょうか。十万人から十五万人というこの新機動部隊構想とも密接に関連しますが、朝鮮有事の際の日本の基地の使用や日米共同作戦について協議が行われたのかどうか、あつた場合、その内容は何かであつたのか。

議題から取り下げられたという米軍駐留費分担問題は、では実務レベルでどのような協議が進んでいるのか。総理並びに外相に、これらの問題の真相を明らかにされるよう私は強く求めるものであります。

さらに、新聞報道によると、日本側は日中条約推進の根拠の一つとして、中国が再び安条反対となれば、国内で安条条約の安定がなくなることを挙げたとあります。このような説明は国会では一度も行われておりません。国権の最高機関には隠

したまま、アメリカ側に真意を述べるとは重大問題であります。その責任を総理に問うとともに、改めて、日中平和友好条約と日米安条条約との関係について責任ある答弁を求めます。

さて、総理はアメリカで、軍事大国にはならないという決意を表明しました。それならば、なぜ福田内閣は、今国会で、現憲法下で防衛的なら核兵器もCBR兵器も持てるのか、自衛力の限界は相対的だなどと強調し始めたのですか。なぜ爆撃照準装置付F15を採用し、日米防衛協力小委員会、日米共同作戦のガイドラインづくりを進め、核空母ミッドウェーを海上自衛隊が護衛する対潜合同訓練まで行うのですか。対米従属の軍事大国化に向かう大またの一步以外の何物でもありません。私は、日本が再び軍事大国にならない保障は、憲法の平和条項の完全実施と、非核三原則の法制化にあり、より根本的には、日米安条条約廃棄と、いかなる軍事同盟にも入らない非同盟中立化にあることを強調するものであります。

第二は、経済問題をめぐる日米関係についてであります。

ニューヨーク演説で総理が歓迎を表明したもう一つの演説で、二月二日、マンズフィールド駐日米大使は、一月の牛場・ストラウス共同声明について、アメリカにとつて成果と呼び、日本がとつた措置を率直にも「真の犠牲」、「大きな政治的リスクを伴うもの」と評価しています。総理は、今回の会談で、さらに新たな真の犠牲を引き受けたものではありませんか。

まず、円高・ドル安問題であります。出発前の記者会見で、総理は、通貨不安の最大の根源は米国の国際収支の大赤字だと述べましたが、牛場・ストラウス共同声明でただ一つ約束された石油輸入削減さえ、まだ実現していないではありませんか。しかるに、総理はアメリカの方針を評価しただけで、赤字解消に真に必要な対策を毅然として要求しなかつたのは、どういう理由ですか。アメリカ国内にも、海外に流出した過

剩ドルを保有金などで回収せよという見解があります。総理は、アメリカ側が示した今回の対策程度で本当に実効が上がるかと考えているのですか。

一方、福田総理は、日本の対米黒字減らし達成を改めて確約し、ホワイトハウスはこれを最大の成果と見ています。その具体的な中身は、七多成長達成の再約束であり、対米輸出制限と新たな緊急輸入等々であり、これらは国民が求める円高打開の方向を踏みこむものにはなりません。

特に米側の市場開放要求は重大であります。ストラウス代表は、閣僚朝食会や牛場対外経済相との会談で、牛肉やオレンジを中心とする農産物、コンピューターの輸入増加、関心品目の関税大幅引き下げなどを迫ったと報道されています。五月末にロサンゼルスで開かれる日米貿易交渉で、こうした要求にどう対処するつもりなのか。わが国の残存輸入制限品目は、二十七品目中二十二品目が農産物であり、これを外せば、日本農業への重大な打撃は必至です。訪米報告に言う保護主義の防遏とは、これ以上の農産物自由化を進めることなのか、総理の明確な答弁を求めます。

最後に、七月の先進国首脳会議の問題ですが、たとえばアメリカのドルたれ流しには、各国とも抗議や改善要求を出しております。日本政府が、そうした態度さえとらず、卑屈な日米協力なるものをとり続ける限り、この会議もまた日本国民に、より大きな犠牲が転嫁される機会になることを予言せざるを得ません。この会議に臨む政府の方針についてお答えいただけますか。

いま国民が求めているものは、福田内閣が推し進めているのは正反對のもの、すなわち、真に平和と安全を目指す自主外交と、平等互恵の経済外交、国民本位の円高不況克服政策であることを強調して、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(福田赳夫) 答へ申し上げます。上田さんの御質問の中の御意見をを通じて、どうも私感するんですが、どうも、私も首脳が海外

へ行つて会談をする、そうすると、みやげは何だ、引き受けてきた荷物は何だと、そういう感じがまだふんふんとするわけですが、もうこれはそんな時代じゃないんです。わが日本はアメリカとの間に対等の立場で、世界のためにこの平和と繁栄を論じておるわけでありまして、決して何かみやげを持っていく、何か荷物を押しつけてられてくる、そんなような小さなスケールの会談ではなかつたということをお断り申し上げます。具体的なことは、私のアジアにおけるアメリカのプレゼンス要望、これは、東南アジア諸国のアメリカのアジア離れ不安を口実といたしまして、在韓米地上軍撤退をめぐる朴政権、その立場を代弁したんじゃないか、こういうようなお話をございませぬが、まあいろいろ見方はあるんだなあと、感じがいたしますが、朴政権の代弁者では私はありませんから、はっきり御理解のほどをお願い申し上げます。

なお、日中条約推進の根拠の一つとして安保の安定を挙げたと言われているが、国会でかかる説明がなかつたが、おかしな感じがつかぬかというように、今この会談におきまして、安保条約と日中問題の関連の話と一切出しておりませんから、何かのお聞き違いであらうかと思ひます。日米安保条約と日中問題は、これは両者の間に何らの関係もございませぬ。

それから、軍事大国にならないということや、防衛的な意味である限り、核兵器だとか、CBR兵器を持つてという行き方はおかしな感じがつかぬか、矛盾している感じがつかぬかというお話をございませぬが、これはもう何回も説明しているのです。憲法の解釈と政策の運用というものを混同しているお話である、こういうことなのであります。政府は、憲法解釈をいたしまして、自衛のための必要最小限度の範囲内の実力を保持すること、憲法第九条第二項によって禁止されておるところではありませぬ。右の限度の範囲内にとど

まる限りにおきましては、その保有する兵器が核兵器であるか何であるかが、それを禁じておるというものはない。これは解釈の問題でございませぬ、解釈の問題であります。しかし、政府の方針の問題といたしましては、非核三原則、これを最高の国是、これくらいに考えておるわけでありまして、もうこの辺で、憲法解釈論と政策論を混同するといふ、そういう見方は終わりとしていただきます。このように考えるのであります。

また、アメリカに対して、ドル防衛に對しまして私の要請が足りなかつたというふうな御指摘でございませぬが、先ほど来る申し上げておるとおり、ドルは世界の基軸通貨である、のみならず、これがまた世界の安定の中心になつておる。このドルに不安があるといふことは、これは世界の経済のため、世界の支払ひ安定のため、また、政治情勢のために大変なことなんだと、その責任を痛感してアメリカはドルの安定に努力されたといふこと、これはよくよく御理解のほどをお願い申し上げます。

また、残存輸入制限品目に関連いたしまして、日本農業の問題に対してどういふふうに応答してきたかというお尋ねでございませぬが、このことは、これは牛場・ストラウス会談でもうずっとやってきたことであり、私は今回の話では触れておりませぬ。おりませぬけれども、国会議員との会談の際、もう少し日本の国はアメリカの農作物を買つてほしいといふような要望があつたんです。それは事実でございませぬ。それに対して私は、ぜひぶんアメリカの農作物を買つておるんです、だんだん、そのためにもあつて日本の農家は減つてきて、いまや農業人口は全人口の二一％しかない、しかし、この一％という農業人口は健全な日本社会を支えておる柱の柱なんだと、これをこれ以上私は減らしたくないと、こういう気持ちであるといふことをよく理解してもらいたいといふ話をしたんですが、そうしましたら、何

も言わずにうなづいておつたということをお断り申し上げます。それから、ボンの先進国首脳会議に臨む基本的な態度はどうだと。これはもう先ほどお断り申し上げましたので、省略いたします。

以上で全部お断りをいたしました次第でございませぬ。(拍手)

○國務大臣(園田直君) 答へをいたします。米國がアジアに対する関心を有することはアジア諸國に対する介入、干渉ではないかと、こういうことではあります。われわれは、アジアの安定と平和のためには米國の協力を必要とし、日米関係は日本経済外交の基軸であると考へておるわけでありませぬ。

ブレジンスキーが四月の二十七日に演説したその中に、「日本は北東のいかりである」、この「いかり」といふ言葉は、北東アジア・太平洋地域の平和と安定のために日本はきわめて大事な要素である、こういうふうに解釈をいたします。

なお、朝鮮半島有事の際にこれに即応する話があつたか—全然ございませぬ。こちらも聞いておりませぬ。話はお断りいたしました。

次に、防衛分担金の問題は、こゝまで話が出てくるのか—これも全然出ておりませぬ。私が説明したのは、分担金の問題は合同委員会話して、それができたら地位協定に持ち込まれるべきであつて、その地位協定の枠というものは国会の承認が必要という大筋を話しただけでありまして、分担金をふやせとか、どの程度どうやるか、こういう話は事務的に話になつておりませぬし、全然進んでないことであります。

日中と安保条約。日中は日本と中国の問題であり、安保条約は日本とアメリカの問題であります。全然関係はありませぬ。ただし、中国は安保体制に理解を示すと言つておられるようでございます。

以上でございます。

○國務大臣(園田直君) 答へをいたします。米國がアジアに対する関心を有することはアジア諸國に対する介入、干渉ではないかと、こういうことではあります。われわれは、アジアの安定と平和のためには米國の協力を必要とし、日米関係は日本経済外交の基軸であると考へておるわけでありませぬ。

ブレジンスキーが四月の二十七日に演説したその中に、「日本は北東のいかりである」、この「いかり」といふ言葉は、北東アジア・太平洋地域の平和と安定のために日本はきわめて大事な要素である、こういうふうに解釈をいたします。

なお、朝鮮半島有事の際にこれに即応する話があつたか—全然ございませぬ。こちらも聞いておりませぬ。話はお断りいたしました。

次に、防衛分担金の問題は、こゝまで話が出てくるのか—これも全然出ておりませぬ。私が説明したのは、分担金の問題は合同委員会話して、それができたら地位協定に持ち込まれるべきであつて、その地位協定の枠というものは国会の承認が必要という大筋を話しただけでありまして、分担金をふやせとか、どの程度どうやるか、こういう話は事務的に話になつておりませぬし、全然進んでないことであります。

日中と安保条約。日中は日本と中国の問題であり、安保条約は日本とアメリカの問題であります。全然関係はありませぬ。ただし、中国は安保体制に理解を示すと言つておられるようでございます。

以上でございます。

○國務大臣(園田直君) 答へをいたします。米國がアジアに対する関心を有することはアジア諸國に対する介入、干渉ではないかと、こういうことではあります。われわれは、アジアの安定と平和のためには米國の協力を必要とし、日米関係は日本経済外交の基軸であると考へておるわけでありませぬ。

ブレジンスキーが四月の二十七日に演説したその中に、「日本は北東のいかりである」、この「いかり」といふ言葉は、北東アジア・太平洋地域の平和と安定のために日本はきわめて大事な要素である、こういうふうに解釈をいたします。

なお、朝鮮半島有事の際にこれに即応する話があつたか—全然ございませぬ。こちらも聞いておりませぬ。話はお断りいたしました。

次に、防衛分担金の問題は、こゝまで話が出てくるのか—これも全然出ておりませぬ。私が説明したのは、分担金の問題は合同委員会話して、それができたら地位協定に持ち込まれるべきであつて、その地位協定の枠というものは国会の承認が必要という大筋を話しただけでありまして、分担金をふやせとか、どの程度どうやるか、こういう話は事務的に話になつておりませぬし、全然進んでないことであります。

日中と安保条約。日中は日本と中国の問題であり、安保条約は日本とアメリカの問題であります。全然関係はありませぬ。ただし、中国は安保体制に理解を示すと言つておられるようでございます。

以上でございます。

○國務大臣(園田直君) 答へをいたします。

○國務大臣(牛場信彦君) アメリカからの農畜産物等の輸入などの問題につきましてお答え申し上げます。

この問題は、日米間に関する限りは、少なくとも今年度につきましては、先ほどの日米の共同声明で解決しているところでございます。それ以上追加の要求がアメリカから出てきたことはございませぬし、私もストラスワース氏にはしよつちゅうそういうことは困るというところは申し上げておるわけでございます。そこで、五月の末に、これはまだはつきりしておらないのでございますけれども、もしストラスワース氏とロサンゼルスで会うということになりますれば、そのときにはちょうど東京ラウンドの交渉が白熱化しているときでございます。非常にむずかしい段階にかかっていると思っております。現在日本に對しましては、アメリカのみならず、E.C.それから特に発展途上国の方からいろいろな期待と要望等が出ておるわけでございます。それをどうさばるかということが問題でございますが、われわれといたしましては、その中にはわれわれとして非常に困難なものがある、これはもう当然のことでございますけれども、それ以外のものにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、東京ラウンド交渉の成功のためにできるだけの努力をしてみたいと思っております。 (拍手)

○副議長(加瀬完君) 柄谷道一君。

〔柄谷道一君登壇、拍手〕

○柄谷道一君 私、民社党を代表して、日米首脳会談に関する総理の報告に對し、総理及び関係大臣に質問します。

今回の日米首脳会談は、固断なき對話に意義があるとしても、而も両国の貿易不均衡問題のみならず、国際経済関係の変化に對する諸問題について、両国がいかに取り組むか、あるいはアジアの安定と発展に對する日本の寄与とアメリカのアジア政策に関する意見の調整など、重要な慎重な

課題について、具体的政策展開の面で合意することこそ其の意義があったと信じます。

しかし、会談はきわめて短時間で終わり、しかも共同声明すら出されず、既定の政策路線の追認、再確認にとどまっており、ただいまの報告もまことに空疎であつて、この時期一体何のためか、という率直な疑問と失望を抱いているのが国民大方の受けとめ方でありまふ。アジアの安定と発展に對し、日米両国がどのように協力し合ひ、どのように役割を分担し合ふかという課題について具体的方針が示されることは、日本国民のみならず、アジア諸国民の注目するところでありました。この期待は裏切られました。会談が成功したと認識されている根拠と、これらの期待に對してどのようにこたえようとするのか、総理の明確な回答を、まず求めたいのであります。

次に、総理はアメリカに對し、七〇%経済成長の達成と対米黒字の縮小に強力な手を打つ決意を表明し、アメリカからドル防衛の強化を確約したと述べていますが、問題はそれだけで解決されるものでなく、要は、今後いかなる方法でそれらを実現するかということが重要であります。こうした観点に立つて、以下四点について総理及び関係大臣の見解をたゞします。

その第一は、補正予算の編成についてであります。五十三年度予算の規模と内容や、現在の政府施策をもつてして、七〇%成長が困難であろうことは経済専門家が挙げて指摘しているところでありまふ。そのため、一日も早く予算の大型補正を行うことを手始めに、あらゆる手段を動員して対処する必要があることは総理も認められるところであると信じます。過去数年の経験から学ぶべきことは、同じ補正予算を編成しても、九月以降にずれ込んだ場合、その効果は著しく減殺されてしまうことである。この失敗を繰り返さないために、補正予算の編成は早ければ早いほどその効果が大きいことを知るべきであり、ツォーレイト、

ツィスモールの批判を再び受けてはなりません。あなたにすれば、臨機応変、大胆に対処すると表明されていますが、いつ、どのような規模の補正予算を編成する心づもりなのか、その内容は従来のような公共投資中心の考えか、われわれの要求している大幅減税と福祉拡充を柱とした消費購買力を高めることに重点を置くものであるのか、国内外に公約した経済成長目標達成について国民の確信が得られるよう率直な方針を明らかにしていただきたい。

第二は、保護貿易主義の防止、經常収支の黒字減らしの確認に對する具体的方針に關してであります。わが国の輸出入構造の是正について、政府は、ガイドラインの設定など輸出の自肅規制によりその均衡を図らんとするの、あるいは現在の輸出規模に見合った輸入構造をつくり出そうとしていられるのか、総理の基本的な方針を明らかにしていただきたい。前者に重点を置く場合、政府が昭和四十年代半ばからの経済屈折期にその見通しと対応を誤り、産業構造、輸出構造の改革を怠つてきた現実と、今後その改革に必要の期間を要することを思えば、急激な規制を行なおうとすると、現在の七〇%台という低い操業率を維持することから困難となり、産業の危機と雇用不安を一層深める結果となりまふ。また、後者の場合、政府がいまとるうとしていられる緊急輸入対策は、あくまでも輸入の先取りにすぎず、一時的な効果は期待できても、輸入の基調そのものを改めるものではないことを指摘せざるを得ません。緊急対策の限界と問題点を踏まえ、内需を振興するとともに、日本経済の体質を過度の輸出依存型から内需指向型へ変えていく構造改革対策を重点的に促進することが喫緊な課題であります。また、日本農業も、今後世界の食糧危機に對する戦略との関係でどう位置づけ、国際競争に對した合理化、近代化を計画的に拡充するかの方策が確立されなければなりません。総理にはその確信があらまふ

か。通産大臣からもその具体的方針を明らかにしていただきたい。

第三に、ドル防衛政策について質問します。世界経済の停滞という逆風のもとで生き抜かなければならないわが国にとって、昨年九月以降の急激な円高・ドル安は長期不況からの脱出を一層困難なものにしました。ドルの安定と国際通貨制度問題について、首脳会談に先立ってメキシコ市で開かれたIMF暫定委員会では、為替監視の強化によって変動相場制度を維持しようとするアメリカと、この制度自体を再検討すべきだとする日本との間に見解の相違が見られました。首脳会談でそうした基本政策の調整がなされた形跡は見られません。アメリカの基調は依然としてビナイン・ネグレクトの姿勢が變つていません。今日までの予算委員会、S.D.R.の見直しとその役割の強化、ローザ債の発行、大平自民党幹事長の固定相場制への復帰論、宮澤経企庁長官のターゲット・ゾーンの設定など、多くの論議が行われてきたが、七月の先進国首脳会談を控えて、総理及び大蔵大臣は、今回の合意を踏まえ、今後どのような方策をアメリカに求めていくのか、また、アメリカ国内のインフレ対策に何を求めていくのか、その方針を明らかにしていただきたい。

第四に、国際経済協力のあり方についてたゞします。現在の世界的不況は、先進国だけの経済協調だけでは解決されるものではありません。発展途上国の経済水準の大幅引き上げは今後世界経済の発展に不可欠でありまふ。したがって、政府の対外経済援助を先進工業国の平均水準である〇・三三%まで早急に引き上げ、次いで国際的目標である〇・七%の達成を目指す努力をすべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

以上、時間の関係もあり、かつ安全保障とアジア情勢については衆議院でわが党の代表がたゞしたところでもありますので、私は質問を経済問題の四点にしりましたが、これらの経済成長も通

昭和五十三年五月十日 参議院會議録第二十号

國務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の訪米報告)

六二八

貨の安定も、雇用を創出し安定するという目標を
実現する手段であること指摘したいと思いま
す。雇用の創出と安定は、単に労働行政の範囲に
とどまらず、中期展望に立った継続的経済成長を
柱として、対外経済、財政、産業、地域開発、社
会保障、時間短縮、教育、環境などの総合的、複
合的な政策展開が不可欠であります。現代総合研
究集団は、さきに「雇用創造の基本戦略のための
緊急提言」を行い、その中で、現在の縦割り行政
の欠陥を指摘し、内閣に有力な内閣大臣を中心と
した雇用戦略推進本部の設置を提唱していきま
す。これに対する総理の考えと雇用問題に対処す
る基本方針を伺います。

最後に、総理が内外に宣明した経済成長七％と
貿易収支の改善及び通貨の安定について、その達
成が可能か否かについては、総理の決断を欠く政
治姿勢に照らし、与党の中にもこれを危ぶむ者が
多いと聞いております。総理の決意とともに、こ
れが達成されない場合、どのような政治責任をと
るおつもりなのか、その所信をただして、私の質
問を終わります。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) またまた何のための訪
米かと、こういうこととございしますが、これは当
初の報告でも申し上げたとおり、特定の問題がな
くとも、特定の決着をつけなければならぬ問題が
なくとも、日米両首脳というものは少なくとも年
に一回は会談をすべきものであると、私はそうか
たく考えておるわけでありまして、場所は東京で
あっても、ワシントンであっても、ハワイであつ
ても構いません。来年もやるつもりです。再来年
もやるつもりです。いつでもやるつもりでござい
ますから、ひとつそのように御理解をお願いいた
してあります。

ただ、今度の訪問では、時あたかもアジアがベ
トナム後大変不安定な状態にあった、一時それが
いまは改善されつつある、そういう時期でありま
すので、アジア問題というものが議論をされる。

それから世界経済の危機のときでございする
から、これをもうとにかく世界第一の経済大国であ
るアメリカ、第二の工業国である日本、これがど
ういうふうな意見を調整するかというところは、こ
れはもう本当に重要なことだと思つて、そういうよ
うなこと。さらに、先ほども申し上げましたが、
いま当面のことばかりじゃない、もう二十一世紀
までをいかに、核の問題までひとつ日米協力しよ
うじゃないかというふうな話し合いをしたこと。
そういうふうなことを考えますと、成功であつた
かどうかというふうなお話ですが、成功であつた
か不成功であつたか、これは御判断にゆだねま
すけれども、成果は大いにあつたと、このように考
えております。

それから、補正予算が当面必要じゃないかとい
うお話であります。これは、先ほども申し上げ
ましたが、いま、経済の動きというものは、私の
見たところでは順調だと思つております。七％成長に
向かつて動いておる、そのように考えます。將
来、この路線に狂いが来る、こういうふうなことが
あれば、その時点において、どういう対策が最も
適当であるかということを見定め、選択いたしま
して、追加措置というものを、そのように考えてお
る次第でございします。したがって、いま、その
追加措置の内容がどういふものであるかというこ
とはその時点で判断すべき問題でありまして、い
ま申し上げるわけにはまいりませんであります。

それからさらに、わが国の黒字、アメリカの赤
字、国際収支調整、それをどういふふうにするか
というお話であります。これも、もうくどくど
と申し上げたところでございしますが、中心は、何
といつても私は内需の拡大に置きたいと思つて
います。そうして輸入をふやす。そうして、国内で商品
が売れるようになりますから、輸出圧力が減つ
てくる。これが中軸でなければならぬというふう
に思ひますけれども、それだけでは十分でないの
で、いろいろな措置を考えておるといふことは先ほ
ど何回も申し上げたとおりでございまして、それ

で確信を持てるかというお話でございするが、
もちろん確信を持ってその政策を進めておる、こ
ういふこととございします。

また、ドル安に対してどういふ考え方をもち、
また、どういふ要請をいたしておるかというお話
でございしますが、これもしばしば申し上げました
とおり、アメリカのインフレ、これを何とか是正
してもらいたい、それからさらに、エネルギーの
消費、これにつきましても、いま国会に法案が出て
おりますけれども、その通過を図るなど、あら
ゆる努力をしてもらいたい、こういうことを要請
しております。

雇用の問題を強調されました。これは当面の経
済政策のねらいどころでございします。雇用情勢が
どうなるかということにらんで、いま、七％成
長その他の施策を進めておる次第でございします。
また、七％成長に失敗したら、また、通貨、黒
字問題の処理に失敗したらその責任をどうするか
というお話でございしますが、そういう、失敗した
らというふうな仮定のことは考えておりません。
これは、何が何でも、国内の経済成長、また、黒
字処置、これは成功させ、内外の期待にこたえて
まいりたいという決意であることをもってお答え
いたします。(拍手)

〔國務大臣村山達雄君登壇、拍手〕
○國務大臣(村山達雄君) お答え申し上げます。
もう総理が全部お答えいただきましたので、私
からは、いわゆるサーベランスについての日本
とアメリカの対立があつたようなお話でございま
すが、そうではないということだけ申し上げてお
きます。

いわゆるサーベランスにつきましては、第二
次IMF協定の中に盛り込まれておるわけでござい
ます。ただ、そのやり方といたしまして、アメリカ
は、一つの案として、今度新しくできまます評議
会、つまり総務会の代議機関のようなものでござ
います。そういう決議機関にやらしてはどうか
あるかということを一つの案として申し上げたので

ございします。それに対して日本の方は、それ
は決議機関でやるということになりますと多分に
政治的になる。したがって、こういう経済問題で
ございしますから、やはり事務当局がやるというこ
との方からスタートしてはいかぬものであるう
か、それに関連して、従来の固定為替相場から変
動為替相場に移つたことを振り返つてみて、その
功罪をひとつ総会にまとめて報告してもらえば、
サーベランスのあり方についても示唆するところ
があるかもしれないと、こういう意見を申し上げ
たわけにございまして、サーベランスそのものに
対して両者の対立があつたわけではないという
ことだけ申し上げておきます。(拍手)

〔國務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕
○國務大臣(河本敏夫君) 貿易問題についてのお
話でございしますが、一つは、緊急輸入は一時的な
ものであつて、この効果は永続しないではないか
と、こういうお話でございします。緊急輸入の内容
を申し上げますと、一つは、製品輸入の拡大で
ございします。特に大型の機械等の輸入拡大であり
ます。それから第二は、資源エネルギーの備蓄の強
化であります。この内容は、石油とかウランある
いは非鉄金属、希少金属、それから基礎物資のう
ちのペレット、こういうものが対象になっており
ます。でありますから、この政策はやはり私はあ
る程度持続する必要があるかと考えております。
一時的に、ある程度の成果を上げなければならま
せんが、成果が上がったからそれでやめてしま
うというものはなく、ある程度の持続が必要であ
らうかと考えております。

それから、わが国産業構造を内需指向型に転換
をすべきではないかと、こういうお話でございま
して、そのお考えには私も全く賛成でございま
す。そういう方向に産業構造の転換を図るべ
く、いま産業構造審議会に諮問をいたしておりま
して、近く結論が出る予定でございしますが、それ
を受けまして具体的な対策を進めてまいりたいと
存じております。ただし、この内需指向型の

産業構造の転換といいますが、それだけでわが国の深刻な雇用問題が解決できるものではないとまをせん。何分にもたくさんの方々が毎年社会に出てまいりまして、しかも、そのうち百万人前後の方が就職を希望しております。毎年のことでありまして、よほどこの雇用問題には慎重な対応策が必要でございまして、まずやはこの内需の拡大といふことは何よりも大事でございまして、貿易の拡大均衡、このことも当然考えていかなければなりません。それから同時に、経済協力の拡大、わが国の経済の余力を挙げて世界全体の経済協力のために、また経済発展のためにこれを振り向けていくということ、こういう幾つかの政策が必要であると考えております。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(加瀬完君) 日程第二 特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長楠正俊君。

審査報告書

特定不況産業安定臨時措置法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月二十八日

商工委員長 楠 正俊

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における内外の経済事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業について計画的な設備の処理等により特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図るための計画

を策定し、これを円滑に実施するため、設備の処理等に係る共同行為の実施に関する指示等の措置を講ずるとともに、特定不況産業の設備の処理のために必要な資金等の借入れに係る債務の保証に関する業務を行わせるため特定不況産業信用基金を設立しようとするものであつて、おむね要当な措置であると認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法律案に伴う経費として、昭和五十三年度政府関係機関予算に特定不況産業信用基金に対する日本開発銀行出資金百億円が計上されてい

附帯決議

政府は、本法律案にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、構造不況業界の置かれていく深刻な現状にかんがみ、本法に基づく措置を迅速かつ適確に実施に移すこと。

二、積極的な景気浮揚策を推進して内需の喚起を図るとともに、構造不況産業の事情に応じ官公需や経済援助の拡大を行う等内外における新たな需要の創出に努めること。

三、関係審議会の構成及び運営については、労働者及び必要に応じ関連中小企業者、関係地方公共団体等の意見が十分反映されるよう配慮するとともに、安定基本計画の策定にあつては審議会の意見を尊重すること。

四、共同行為に参加しない事業者の事業活動が安定基本計画に定める設備処理等の効果を阻害することのないよう適切な行政指導を行うこと。

五、設備処理にあつては、労使間の協議によつて雇用の安定の円滑な実施が行われるよう必要に応じ適切な指導を行うとともに、関連中小企業者の経営の安定を期すること。

六、構造不況産業における雇用の実態の掌握に努め、その実態に即して雇用安定資金制度及び特

定不況産業種離職者臨時措置法に基づく業種指定等の措置について弾力的かつ前向きな運用をはかるとともに、雇用創出を中心とする諸施策の拡充に努め、構造不況産業における雇用対策に万全を期すること。

七、特定不況産業信用基金の債務保証に關しては、関係金融機関及び関係事業者の協力のもとに、特定不況産業の事情に応じ当該産業の労使の意見を徴し、機動的かつ適切に運用するとともに、設備処理の状況に応じ債務保証に充てる資金の充実に努めること。

八、安定基本計画の策定等本法の措置を講ずるに当たつては、輸入の動向を十分反映させるとともに、輸入の急増が構造不況産業に重大な損害を与えるおそれがある場合には随時適切な対策を講ずること。

九、産業構造の中・長期的ビジョンを確立し、事業の縮小を予測される産業の事業転換部門、労働者の雇用吸収部門等についての展望を示すとともに、産業構造転換に伴う社会的諸費用の負担配分が公正に行われるよう検討を進めると。

右決議する。

特定不況産業安定臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月六日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 特定不況産業の設備の処理等(第三

条(第十二条)

第三章 特定不況産業信用基金

- 第一節 総則(第十三条―第二十一条)
- 第二節 設立(第二十二条―第二十六条)
- 第三節 管理(第二十七条―第三十八条)
- 第四節 業務(第三十九条―第四十一条)
- 第五節 財務及び会計(第四十二条―第四十四条)
- 第六節 監督(第五十条・第五十一条)
- 第七節 補則(第五十二条―第五十四条)

第四章 雑則(第五十五条―第五十六条)

- 第五章 罰則(第五十七条―第六十二条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、最近における内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業について、その実態に即した安定基本計画を策定し、計画的な設備の処理の促進等のための措置を講ずることにより、
○雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定に配慮し、
○特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
(特定不況産業)

第二条 この法律において「特定不況産業」とは、次に掲げる業種に属する製造業であつて、政令で指定するものをいう。

- 一 平炉又は電気炉を使用する普通鋼の鋼塊又は鋼材の半製品の製造業
- 二 アルミニウム製錬業
- 三 合成繊維製造業
- 四 船舶製造業
- 五 前各号に掲げるもののほか、内外の経済的事情の著しい変化により、その業種に属する事業の目的物たる物品を製造する設備の生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、その業種に属する事業者の相当部分の経

管の著しい不安定が長期にわたり継続するおそれがあると認められる業種で、設備の処理(廃棄若しくは長期の格納若しくは休止)廃棄に代わるべき設備の生産能力の縮小の態様として妥当なものに限る。)又は譲渡(譲渡された設備が廃棄されることが明らかな場合に限る。第三十九条第二項において同じ。)により設備が生産の用に供されないようにすることをいう。(以下同じ。)を行うことによりその事態を克服することが国民経済の健全な発展を図るため必要であると認められるものとして政令で定めるもの。

2 前項各号に掲げる業種に属する製造業を営む者は、主務大臣に対し、当該製造業につき同項の規定による指定をすべき旨の申出をすることができ。

3 主務大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出をした者の数が当該製造業を営む者のすべての数の大部分を占め、かつ、その申出をした者の事業活動が当該製造業を営む者のすべての事業活動の大部分を占める場合に限り、当該製造業につき第一項の規定による指定をするための手続をとるものとする。

4 主務大臣は、一の業種を第一項第五号の業種として同号の政令で定める手続をとるには、その目的からみて適当と認められる審議会(これに該当する審議会がない場合にあつては、産業構造審議会。以下「関係審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 第一項第一号から第四号までに掲げるそれぞれの業種又はその業種の一部が経済的事情の変化により同項第五号に規定する要件に該当しなくなつた場合には、当該業種又は当該業種の一部に属する製造業につき同項の規定による指定をすることができず、同項の規定による指定がされている当該製造業につきその指定を取り消すものとする。

6 一の業種を第一項第五号の業種として定める

ための同号の政令の制定又は改正は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日後は、行わないものとする。

第二章 特定不況産業の設備の処理等 (安定基本計画)
 第三条 主務大臣は、前条第一項の規定による指定があつたときは、特定不況産業ごとに、速やかに、関係審議会の意見を聴いて、特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図るための基本となるべき計画(以下「安定基本計画」という。)を定めなければならない。

2 安定基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
 一 設備の処理を行うべき設備の種類及びその生産能力の合計、当該設備についての設備の処理の方法及び期間その他の設備の処理に関する事項
 二 前号の設備の処理と併せて行うべき当該設備の新設、増設及び改造の制限又は禁止(当該設備の更新又は改良を妨げるものを除く。以下同じ。)に關する事項
 三 第一号の設備の処理と併せて行うべき事業の転換その他の措置に關する事項

3 安定基本計画で設備の処理について定めることのできる設備の種類は、特定不況産業ごとに、政令で定める。

4 第二項第一号に規定する設備の生産能力の計算の方法は、前項の規定により政令で定める設備の種類ごとに、主務省令で定める。

5 安定基本計画は、当該特定不況産業に属する事業者の雇用する労働者の雇用の安定及び関係中小企業者の経営の安定について、十分な考慮が払われたものでなければならない。

6 関係審議会は、第一項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、あらかじめ、当該特定不況産業に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聴かなければならない。

7 主務大臣は、第一項の規定により安定基本計

画を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

8 主務大臣は、経済的事情の変化のため必要であると認めるときは、関係審議会の意見を聴いて、安定基本計画を変更しなければならない。

9 第五項の規定は、前項の場合に準用する。

10 第四條 特定不況産業に属する事業者は、前条第五項の規定により当該特定不況産業に關する安定基本計画が告示されたときは、その安定基本計画(同条第六項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に定めるところに従つて、設備の処理その他の措置を自主的に行うよう努めなければならない。

11 第五條 主務大臣は、特定不況産業に属する事業者の自主的な努力のみをもつてしては、当該特定不況産業に關する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理並びに当該設備の処理と併せて行うべき当該設備の新設、増設及び改造の制限又は禁止(以下「設備の処理等」という。)が実施されないと認められる場合において、当該特定不況産業に属する事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあり、国民経済の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係審議会の意見を聴いて、当該特定不況産業に属する事業者に対して、当該設備について、設備の処理等に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

12 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

13 第三條第六項の規定は、第一項の規定により関係審議会が意見を聴かれた場合に準用する。

(共同行為の内容)
 第六條 前条第一項に規定する共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理等を実施するため必要な程度を超えないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 当該共同行為の指示を受けた事業者の従業員の状態を不当に害するものでないこと。

第七條 主務大臣は、第五條第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

2 第五條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(共同行為の届出)
 第八條 第五條第一項の規定による指示(前条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(資金の確保)
 第九條 国は、安定基本計画に定めるところに従つて行われる設備の処理その他の措置に必要な資金の確保に努めるものとする。

(雇用の安定等)
 第十條 特定不況産業に属する事業者は、当該特定不況産業に關する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うに当たつては、○その雇用する労働者について、失業後事業所において、労働組合がない場合には、労働者の過半数

○当該設備に係る事業所における労働組合(当該設備に係る労働者について、失業後事業所において、労働組合がない場合には、労働者の過半数

を代表する者と協同して、を因るために必要な措置を講ずるの予防その他雇用の安定に配慮しなければならぬ。

2 国は、特定不況産業に属する事業者であつて当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うもの雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、前項に規定する事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、第二項に規定する事業者の関連中小企業者について、その経営の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)
第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第五条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)
第十二条 主務大臣は、第五条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会との同意を得なければならない。

2 主務大臣は、第八条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第五条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が第六条第一号から第三号までの規定に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第七条第一項の規定による変更又は取消しを求めらるるることができる。

第三章 特定不況産業信用基金

第一節 総則

(目的)
第十三条 特定不況産業信用基金は、特定不況産業における計画的な設備の処理を促進するため、これに必要な資金等の借入れに係る債務を保証して、その資金等の融通を円滑にすることを目的とする。

(法人格)
第十四条 特定不況産業信用基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

第十五条 基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)
第十六条 基金の資本金は、その設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者が出資する額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(持分の払戻し等の禁止)
第十七条 基金は、出資者に対し、その持分を払戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)
第十八条 日本開発銀行以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 日本開発銀行以外の出資者の持分の移転は、譲渡者について第五十二条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。
(名称)
第十九条 基金は、その名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いなければならない。
2 基金でない者は、その名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いてはならない。

(登記)
第二十条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)
第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二節 設立

(発起人)
第二十二条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、日本開発銀行以外の者に対し基金に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、大蔵省令・通商産業省令で定める。

(設立の認可等)
第二十三条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十四条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。
- 三 事業の運営が健全に行われ、製造業における計画的な設備の処理の促進に寄与することが確実であると認められること。

より認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の設立の時に於いて、それぞれ第三十条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)
第二十五条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、日本開発銀行及び出資の募集に応じた日本開発銀行以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)
第二十六条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)
第二十七条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

昭和五十三年五月十日 参議院會議録第二十号 特定不況産業安定臨時措置法案

六三一

2 基金の定款の変更は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)
第二十八條 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員)の職務及び権限
第二十九條 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員)の任命
第三十條 理事長及び監事は、大蔵大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員)の任期
第三十一條 役員は、三年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員)の欠格事項
第三十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員)の解任
第三十三條 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
2 職務上の義務違反があるとき。
3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止
第三十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第三十五條 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

(評議員会)
第三十六條 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員は、産業又は金融に識見を有する者のうちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員)の任命
第三十七條 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員)の公務員たる性質
第三十八條 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務
第三十九條 基金は、第十三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 特定不況産業における計画的な設備の処理のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金の借入れに係る債務の保証

2 前項第一号の債務の保証は、特定不況産業に

属する事業者が安定基本計画に従つて行う設備の処理のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金並びに当該設備の処理が譲渡により行われる場合において、譲渡を受ける者が支払う補償金の支払に必要な資金(当該資金を負担する者がある場合における当該負担金の拠出に必要な資金を含む)の借入れに行う。

3 基金は、第十六条第一項の規定により出資された金額及び同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開発銀行以外の者から出せられた金額の合計額に相当する金額(大蔵省令・通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少した金額)をもつて第一項第一号の業務の資金に充てるものとする。

(業務)の委託
第四十條 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その業務(債務の保証の決定を除く)の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)の開始
第四十一條 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、第三十九条第一項第一号の業務の方法その他の大蔵省令・通商産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

(財務及び会計)
第五節 財務及び会計
第四十二條 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
第四十三條 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)
第四十四條 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)
第四十五條 基金は、第四十三條又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(借入金)
第四十六條 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを

前項第一号の債務の保証は、特定不況産業に

借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
(余裕金の運用)

第四十七条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

四 信託業務を行う銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十八条 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(省令への委任)

第四十九条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に必要事項は、大蔵省令・通商産業省令で定める。

第六節 監督

第五十条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第五十一条 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務若しくは財産の状況に報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることが

できる。

2 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という)に対し、その委託を受けた業務に関し、報告をさせ、又はその職員に受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(出資者原簿)

第五十二条 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第五十三条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

4 前三項に規定するもののほか、基金の解散に

ついては、別に法律で定める。

(主務大臣との協議)

第五十四条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、主務大臣(大蔵大臣及び通商産業大臣を除く)に協議しなければならない。

一 第四十一条第一項の認可をしようとするとき。

二 第四十三条の認可をしようとするとき。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第五十五条 主務大臣は、第一章又は第二章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定不況産業に属する事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(都道府県知事の意見の申出)

第五十六条 都道府県知事は、安定基本計画に従って行われる設備の処理その他の措置が当該都道府県における地域経済に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(連絡及び協力)

第五十七条 主務大臣及び労働大臣は、第二章の規定の施行に当たっては、特定不況産業に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(主務大臣等)

第五十六条 この法律における主務大臣は、当該特定不況産業を所管する大臣とする。ただし、第二章第二項から第四項までの規定における主務大臣は、当該製造業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

第五十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十一条 第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 第三章の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十条第二項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十二条 第十九条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、昭和五十八年六月三十日ま

昭和五十三年五月十日 参議院會議録第二十号

特定不況産業安定臨時措置法案 国民年金法等の一部を改正する法律案

で廃止するものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いている者については、第十九条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 基金の最初の事業年度は、第四十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十三条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(基金に対する日本開発銀行の出資)

第六条 日本開発銀行は、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合における日本開発銀行法第十八条の二第二項並びに第五十一条第二号及び第四号の規定の適用については、同法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び特定不況産業安定臨時措置法(以下「安定法」という)附則第六条第一項の規定により行行出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び安定法附則第六条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに安定法附則第六条第一項の規定による出資」とする。

(地方税法の一部改正)
第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「林業信用基金」の下に「特定不況産業信用基金」を加える。

(所得税法の一部改正)
第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の

一部を次のように改正する。
別表第一号の表中特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定不況産業安定臨時措置法
業信用基金(昭和五十三年法律第号)

(法人税法の一部改正)
第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定不況産業安定臨時措置法
業信用基金(昭和五十三年法律第号)

(印紙税法の一部改正)
第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十八条第一項第四号及び第五号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

特定不況産業安定臨時措置法
業信用基金(昭和五十三年法律第号)第三十九条第一項第一号(業務)の業務に関する文書

(大蔵省設置法の一部改正)
第十一条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項第九号中「中央漁業信用基金」の下に「特定不況産業信用基金」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)
第十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九号第三号の次に次の一号を加える。
三の二 特定不況産業信用基金に関すること。

(補正後君登壇、拍手)

○補正後君 ただいま議題となりました特定不況産業安定臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、いわゆる構造不況業種の置かれていく深刻な現状にかんがみ、その不況事態を招いている共通かつ基本的な原因である過剰設備について、その処理を促進するための措置を講じようとするものでありまして、主な内容としては、特定不況産業の指定、特定不況産業こと安定基本計画の作成、設備処理などに係るカルテル実施の指示及び設備処理資金の借り入れに係る債務保証業務を行う特定不況産業信用基金の設立等の措置が定められております。

なお、衆議院において、本案の目的に、「雇用の安定及び関連中小企業の経営の安定に配慮すること」を加え、これに伴って必要となる措置を定めるため、所要の規定を整備する等の修正が行われております。

委員会におきましては、二日間にわたって参考人の意見を聴取するとともに、社会労働、農林水産、運輸の三委員会と連合審査会を開催する等、きわめて慎重かつ熱心な審査を重ねてまいりましたが、質疑の詳細については会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、対馬理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党及び新自由クラブの五派共同提案に係る、構造不況業種における雇用対策、関連中小企業の経営安定対策の確立など九項目にわたる附帯決議案が提出され、多数をもってこれを本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(加瀬完君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○副議長(加瀬完君) 日程第三 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長和田静夫君。

審査報告書

国民年金法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十三年五月九日
社会労働委員長 和田 静夫
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、老人、心身障害者、母子家庭及び児童の福祉の向上を図るため、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額の引上げ、低所得者についての児童手当の額の増額、児童の健全な育成及び資質の向上のための福祉施設の充実、厚生年金保険又は船員保険の被保険者である間における老齢年金の標準報酬月額による支給制限の緩和、年金額を物価の変動に応じて自動的に改定する措置の昭和五十三年度における実施時期の繰り上げを行うほか、いわゆる無年金者対策として、過去に保険料を滞納している期間がある者についての特例納付を実施する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
 本法施行に要する経費として、昭和五十三年度一般会計予算に約四十四億円が計上され、また、国民年金特別会計予算に約八百七十二億円、厚生保険特別会計予算に約一千六百十五億円、船員保険特別会計予算に約三十二億円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 一、公的年金制度全体を通じ、各制度間の整合性と人口の老齢化に配慮し、速やかに年金制度の抜本的改善を図ること。
- 二、遺族年金については、被用者年金加入者の妻の年金の在り方及び加給年金の問題を含め、総合的な見地からその改善に努めること。
- 三、厚生年金については、五人未満事業所の従業員に対する適用を促進するとともに、在職高齢年金制度の支給制限の在り方を検討すること。
- 四、各福祉年金については、受給者の生活実態、最低生活基準とのバランス等を考慮して、その年金額を更に大幅に引き上げるとともに、その実施時期について検討し、併せてその所得制限及び他の公的年金との併給制限の改善を図ること。
- 五、国民年金の特例納付の実施に当たっては、今回の措置の特殊事情にかんがみ、実施状況を見つづつ低所得者に対する方策を確立するとともに、今後とも無年金者の発生を防止するため、制度の周知徹底に努めること。
- 六、スライド制の在り方について更に検討するとともに、併せて電算組織を総合的に活用して年金の業務処理体制の強化、年金相談体制の充実を図ること。
- 七、老齢年金及び通算老齢年金は、非課税とするよう努めること。
- 八、積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及に一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。
- 九、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の支給額を一層増額する等支給内容の改善充実を図ること。
- 十、児童手当制度については、長期的展望に立つて更に改善について検討を進めるとともに、当面は低所得者層を重点とした給付の一層の充実を図ること。

国民年金法等の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。
 昭和五十三年四月七日
 衆議院議長 保利 茂
 参議院議長 安井 謙殿

国民年金法等の一部を改正する法律案
 国民年金法の一部改正
 第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。
 第五十八条中「二十七万円」を「二十九万七千六百円」に、「十八万円」を「十九万八千円」に改める。
 第六十二条中「二十三万四千円」を「二十五万八千円」に改める。
 第七十七条第一項ただし書中「十八万円」を「十九万八千円」に改める。
 第七十八条第二項中「十八万円」を「十九万八千円」に改め、同条第三項中「又は受給権者であつたことがある者」を削り、同条第四項中「その

者の選択により、その一を支給し、他は」を「通算老齢年金を」に改める。
 第七十九条の二第四項中「十八万円」を「十九万八千円」に改める。
 第八十七条第三項中「二千二百円」を「三千三百円」に改める。
 (厚生年金保険法の一部改正)
 第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。
 第四十二条第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。
 第四十三条第五項中「達した後」の下に「七十歳に達するまでの間」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
 5 被保険者である受給権者が七十歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、その者の請求により、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。
 第四十六条第一項本文中「第十三級から第十七級」を「第十六級から第二十級」に、「第十八級」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。
 第四十六条の三第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。
 第四十六条の四第三項中「第五項」を「第六項」に改める。
 第四十六条の七第一項本文中「第十三級から第十七級」を「第十六級から第二十級」に、「第十八級から第二十級」を「第二十一級から第二十三級」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第六十二条の二第二項第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万二千元」に改め、同項第二号中「二万四千元」を「三万六千円」に改める。
 附則第十二条第三項及び附則第二十八条の三第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。
 (厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
 附則第二十二條の二中「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度」に、「昭和五十年度」を「昭和五十一年度」に改める。
 (船員保険法の一部改正)
 第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
 第三十四条第四項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。
 第三十八條第一項本文中「第十一級乃至第十五級」を「第十四級乃至第十八級」に、「第十六級乃至第十八級」を「第十九級乃至第二十一級」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。
 第三十八條ノ二第二項中「達シタル後」の下に「七十歳ニ達スル迄ノ間」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。
 老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ七十歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齢年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ老齢年金ノ額ヲ改定ス
 第三十九條ノ二第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。
 第三十九條ノ五第一項本文中「第十一級乃至第十五級」を「第十四級乃至第十八級」に、「第十

国民年金法等の一部を改正する法律案
 昭和五十三年五月十日 参議院會議録第二十号

昭和五十三年五月十日 参議院會議録第二十号 国民年金法等の一部を改正する法律案

六級乃至第十八級を「第十九級乃至第二十一級」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第五十条ノ三ノ二第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万二千円」に改め、同条第二号中「二万四千元」を「三万六千元」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第五十条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

第六章中第三十五条の二の次に次の一条を加える。

(特別の法人の借入金に関する特例)

第三十五条の三 特別の法律に基づいて設立された法人(厚生年金保険の適用事業所の事業主又は船員保険の船舶所有者である者に限る。)で、当該特別の法律の借入金に関する規定により、第十七条第三号イに掲げる資金を借り入れることができず、又は当該法人を監督する行政庁の認可若しくは承認(これらに類する処分を含む)を受けなければ当該資金を借り入れることができないこととされるものは、当該特別の法律の借入金に関する規定にかかわらず、当該資金を借り入れることができる。

2 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第五十条第二項の規定は、同法第一条に規定する公庫の前項の資金に係る借入金については、適用しない。

(児童扶養手当法の一部改正)

第六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第七条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四号中「一万五千元」を「一万六千五百円」に、「二万二千五百円」を「二万四千八百円」に改める。

第十八条中「五千五百円」を「六千二百五十円」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第八条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五千円」の下に「(前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。))につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の規定による市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五十条第二項第一号に掲げる税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額がない者に支給される場合にあつては、六千円」を加える。

(福祉施設)

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第八条ノ二第一項の積立金の額に相当する額の範囲内で、第一条の目的の達成に資する施設をすることができ

附則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第五条の規定並びに第八条中児童手当法第二十九条の次に一条を加える改正

規定並びに附則第十三条の規定 公布の日
二 第二条、第四条、附則第五条、附則第六条及び附則十條から附則第十二條までの規定
昭和五十三年六月一日

三 附則第四条の規定 昭和五十三年七月一日
四 前三号並びに次号及び第六号に掲げる規定
以外の規定 昭和五十三年八月一日

五 第八条中児童手当法第六条第一項の改正規定及び附則第九条の規定 昭和五十三年十月一日

六 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定及び附則第三条の規定 昭和五十四年四月一日

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置等)

第二条 昭和五十三年七月以前の月分の国民年金法による障害者年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

第三条 昭和五十三年四月以後の月分の国民年金法による保険料については、第一条の規定による改正後の同法第八十七条第三項中「三千三百円」とあるのは、「三千六百五十円(昭和五十四年度において厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第十二条の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十二年の同条第一項に規定する物価指数に対する昭和五十三年度の同項に規定する物価指数の割合を三千六百五十円に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）」とする。

2 国民年金法第八十七条第三項に定める保険料の額は、昭和五十六年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

第四条 国民年金の被保険者又は被保険者であつ

た者(国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金の受給権者を除く。)は、都道府県知事に申し出て、昭和五十三年四月一日前のその者の国民年金の被保険者期間(同法第七十五条第一項、附則第六条第一項及び附則第七條第一項、国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)附則第十五条第一項並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第十九條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く。)のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。))について、一月につき四千円を納付することができる。

2 前項の規定による納付は、昭和五十五年六月三十日までに行わなければならない。

3 第一項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行ふものとする。

4 第一項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5 国民年金法第七十六条の規定により読み替えられる同法第二十六条に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十六条の規定により読み替えられる同法第二十六条に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

6 国民年金法第七十八条第一項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十八条第一項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同項の規定にかかわらず、その者に同条の老齢年金を支給する。

第五條 昭和三十二年五月以前の月分の厚生年金
保険法第六十二條の二の規定により加算する額
については、なお従前の例による。

第六條 昭和三十二年五月以前の月分の船員保
險法第五十條ノ三ノ二の規定により加算する額に
ついては、なお従前の例による。

第七條 昭和三十二年七月以前の月分の児童扶
養手当の額については、なお従前の例による。

第八條 昭和三十二年七月以前の月分の特別児
童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従
前の例による。

第九條 昭和三十二年九月以前の月分の児童手
当の額については、なお従前の例による。

第十條 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和
二十九年法律第十七号)の一部を次のように
改正する。

第十六條第一項中「第二十級」を「第二十三級」
に改める。

第十九條の三第一項中「第十八級」を「第二十
級」に改め、同條第二項中「第二十級」を「第二
十三級」に改める。

第三十一條中「同法第三十八條第一項の規定
によりその額の一部につき支給を停止されてい
る」を「船員保険の被保険者である間に支給され
る」に改める。

第十一條 通算年金制度を創設するための関係法
律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第
百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第二十級」を「第二十三
級」に改める。

附則第十四條第三項中「第十八級」を「第二十
級」に改める。

第十二條 船員保険法の一部を改正する法律(昭
和三十二年法律第五号)の一部を次のように改
正する。

第十三條 厚生保険特別会計法の一部を次のよう
に改正する。

第五條ノ二中「業務取扱費」の下に「福祉施
設費」を加える。

第八條ノ二第三項中「児童手当交付金」の下に
「又ハ福祉施設費」を加える。

和田静夫君登壇(拍手)
○和田静夫君 たいま議題となりました国民年
金法等の一部を改正する法律案につきまして、社
会労働委員会の審査の経過並びに結果を御報告申
上げます。

本法律案は、国民年金法のほか、関連する七法
律を改正しようとするものであります。

その主な内容は、第一に、国民年金について
は、老齢、障害、母子、準母子の各福祉年金の額
をそれぞれ引き上げるとともに、保険料の額を昭
和三十二年四月分及び昭和三十二年四月分から段
階的に引き上げるものとすること、第二に、いわ
ゆる無年金者対策として、過去に国民年金の保険
料を滞納している期間がある者について特例納付
を実施すること、第三に、厚生年金及び船員保険
について、在職老齢年金の支給制限の緩和などを
行うとともに、寡婦加算額を引き上げること、第
四に、昭和三十二年四月分における年金額のスライ
ドの実施時期を繰り上げて、厚生年金及び船員保
険は六月から、国民年金は七月からとすること、第
五に、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉

手当の額をそれぞれ引き上げること、第六に、児
童手当の額を引き上げるほか、新たに児童の健全
育成及び資質の向上に資する施設をすることがで
きるようにすることなどでありませう。

委員会におきましては、所得保障の理念と制度
の抜本改正、女性の年金権の確立、年金の併給調
整、在職老齢年金の支給制限の緩和と高齢者雇用
対策、物価スライドの実施時期と事務処理体制の
整備、無年金者対策、児童手当の充実策などの諸
問題について質疑が行われましたが、その詳細は
会議録により御承知願います。

質疑を終り、討論はなく、採決の結果、本法
律案は原案どおり全会一致で可決いたしました。
なお、本案に対し、公的年金制度の抜本的改
善、特例納付に当たつての低所得者対策の確立、
物価スライド制のあり方の検討と年金業務処理体
制の強化、児童手当の長期的展望に立つた改善な
どを内容とする附帯決議を全会一致でつけること
に決しました。

以上報告いたします。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたしま
す。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

た。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十三年五月九日
大蔵委員長 嶋崎 均
参議院議長 安井 謙殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和五十二年分の所得税につい
て、一年限りの特別措置として、特別減税を実
施しようとするものであつて、妥当な措置と認
める。

一、費用
本法律案に伴う租税の減収見込額は、約三千
億円である。

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十三年五月九日
衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

昭和五十二年分所得税の特別減税のための
臨時措置法案

目次
第一章 総則(第一条-第三条)
第二章 特別減税の額(第四条)
第三章 特別減税額に係る還付及び申告等(第
五条-第十二条)
第四章 雑則(第十三条-第十六条)
第五章 罰則(第十七条-第十九条)
附則
第一章 総則

(趣旨)
第一条 この法律は、一年限りの特例措置とし
て、昭和五十二年分の所得税について、特別減
税を行うため必要な事項を定めるものとする。

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案

昭和五十三年五月十日 参議院会議録第二十号 昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(定義)

- 第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。
- 二 非居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。
- 三 控除対象配偶者 所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者をいう。
- 四 扶養親族 所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。
- 五 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書(当該確定申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書を含む)をいう。
- 六 納税地 所得税法第一編第五章に規定する納税地をいう。
- 七 源泉徴収 所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収をいう。
- 八 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。
- 九 決定 国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。
- 十 充当 国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。
- 十一 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。
- 十二 昭和五十二年分所得税 居住者に係る昭和五十二年分の所得税(同年分の所得税に対する租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定の適用については、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)附則第二条の規定が適用されたものをいう。以下同じ。)又は非居住者に係る昭和五十二年分の所得税(所得税法第六十五条

に規定する総合課税に係る所得税に限る。)で、次に掲げる所得税及び附帯税を含まないものをいう。

- イ 租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項及び第八条の四第一項(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第九号)以下「昭和五十二年租税特別措置法改正法」という。)附則第三条第一項の規定により昭和五十二年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この号において「昭和五十二年改正前の租税特別措置法」という。)第三条第一項の規定の例によることとされる場合並びに昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第四条第一項の規定により昭和五十二年改正前の租税特別措置法第八条の二第一項及び第八条の四第一項の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により課される所得税並びに租税特別措置法第四十一条の六第一項の規定により徴収された所得税で同条第二項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの及び同法第四十一条の二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の規定により同項に規定する償還を受ける時に徴収される所得税とみなされたもの(昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第八条の規定により昭和五十二年改正前の租税特別措置法第四十一条の二の規定の例によることとされる場合において同条第四項の規定により同項に規定する償還を受ける時に徴収される所得税とみなされたものを含む)。
- ロ 租税特別措置法第三条の三第三項(昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により徴収された所得税で租税特別措置法第三条の三第四項の規

定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの及び同法第八条の三第三項、昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により徴収された所得税で租税特別措置法第八条の三第四項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの(昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第三条第一項の規定により昭和五十二年改正前の租税特別措置法第三条の三の規定の例によることとされる場合において同条第五項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの及び昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第四条第一項の規定により昭和五十二年改正前の租税特別措置法第八条の三の規定の例によることとされる場合において同条第五項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたものを含む)。

(特別減税を受けることができる者)
第三条 居住者又は非居住者は、この法律により、その者の昭和五十二年分所得税につき、特別減税を受けることができる。

第二章 特別減税の額
第四条 前条に規定する特別減税の額は、居住者又は非居住者について六千円(昭和五十二年分所得税につき適用される所得税法第八十三条第三項に規定する配偶者控除に係る控除対象配偶者又は同法第八十四条第三項に規定する扶養親族に係る扶養親族を有する居住者については、当該金額に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき三千円を加算した金額)とする。ただし、当該金額が当該居住者又は非居住者の昭和五十二年分所得税額を超える場合には、特別減税の額は、当該昭和五十二年分所得税額に相当する金額とする。

は、昭和五十二年分所得税につき所得税法第二編第二章第四節、第三章、第四章及び第六十五条並びに租税特別措置法第八条の六、第十条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第二十八条の四、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十八条、第三十九条、第二章第五節第一款、第四十一条の四及び第四十一条の五並びに昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第五条の規定を適用して計算した所得税の額とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する特別減税の額及び昭和五十二年分所得税額の計算に必要事項は、政令で定める。

4 第一項に規定する特別減税の額は、特別減税額という。

第三章 特別減税額に係る還付及び申告等
(居住者の申告税額に係る特別減税額の還付)
第五条 昭和五十三年六月一日以前に、昭和五十二年分所得税について、確定申告書(所得税法第二百二十条第一項第四号に掲げる金額が記載されている申告書並びに同法第二百二十三条第一項並びに第二百二十六条第二項及び第二百二十七条第三項の規定による申告書を除く)を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者(その者が、第十条第一項に規定する基準日在職者に該当する者である場合には、申告税額対応減税額を有する者に限る)は、納税地の所轄税務署長に対し、特別減税額(当該申告税額対応減税額を有する者については、特別減税額のうち当該申告税額対応減税額に相当する部分の金額)に相当する所得税の還付を請求することができる。

2 前項の規定による還付の請求をすることができる者が当該還付の請求をしないで死亡した場合においては、その相続人(包括受遺者を含む)は、当該死亡した者に係る同項に規定する税務署長に対し、当該還付の請求をすることができる。

3 第一項又は前項の規定による還付の請求をし

よるとする者は、その還付を受けようとする所得税の額、その計算の基礎その他大蔵省令で定める事項を記載した還付請求書を第一項又は前項に規定する税務署長に提出しなければならぬ。

4 税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求の基礎となつた特別減税額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求に係る金額を限度として所得税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

5 前項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合に、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項又は第二項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

6 第一項に規定する申告税額対減税額とは、昭和五十三年六月一日以前に、第十条第一項に規定する基準日在職者が昭和五十二年分所得税について確定申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その者の同項に規定する給与特別減税額が特別減税額に満たないときにおける特別減税額から当該給与特別減税額を控除した金額をいう。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(死亡した者の準確定申告に係る特別減税額の還付)

第六条 前条第一項の規定は、昭和五十三年六月一日以前に、昭和五十二年分所得税についての確定申告書を所得税法第二百二十四条第一項(同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む)又は第二百二十五条第一項若しくは第二項の規定により提出したこれらの規定に規定する相続人について準用する。

2 前条第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による還付の請求をすることができるときは、当該還付の請求をしないで死亡した場合について準用する。

3 前条第三項から第七項までの規定は、第一項において準用する同条第一項の規定による還付の請求及び前項において準用する同条第二項の規定による還付の請求についてそれぞれ準用する。

(居住者の確定申告の場合の特別減税)

第七条 居住者は、昭和五十三年六月二日以後において昭和五十二年分所得税の確定申告書(所得税法第二百二十条第一項第四号に掲げる金額が記載されている申告書及び同法第二百二十三条第一項の規定による申告書を除く)を提出する場合には、当該申告書に同法第二百二十条第一項各号に掲げる事項のほか特別減税額その他大蔵省令で定める事項を記載することにより、昭和五十二年分所得税につき特別減税額に相当する税額の軽減又は還付を受けることができる。この場合において、同条並びに同法第二百二十二条、第二百二十八条、第三百三十八条及び第三百三十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定の中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

所得税法第二百二十条第一項	配当控除の額	配当控除の額と昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)第四條第四項(特別減税額)に規定する特別減税額との合計額
所得税法第二百二十条第一項第三号	所得税の額	所得税の額及び昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第四條第四項に規定する特別減税額並びに当該所得税の額から当該特別減税額を控除した金額に相当する所得税の額

昭和五十三年五月十日 参議院会議録第二十号 昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

所得税法第二百二十条第一項第五号	政令で定める金額がある場合には、当該金額	政令で定める金額若しくは昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第十条第一項(基準日在職者に係る給与特別減税額の還付)に規定する給与特別減税額がある場合には、これらの金額
所得税法第二百二十条第三項第三号	交付される源泉徴収票	交付される源泉徴収票(当該給与所得に係る第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等のうち第八十五條第一項第三号(労働した日ごと)に支払われる給与等)に掲げる給与等については、当該給与等の金額等を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む)
所得税法第二百二十条第一項	その年分の所得税	昭和五十二年分の所得税
所得税法第二百二十条第三項	第二百二十条第一項	昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七條後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)の規定により読み替えられた第二百二十条第一項
所得税法第二百二十条第一項	第二百二十条第一項(確定所得申告)	昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七條後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)の規定により読み替えられた第二百二十条第一項(確定所得申告)
所得税法第二百二十条第一項	第二百二十条第一項	当該第二百二十条第一項第三号
所得税法第二百二十条第一項及び第二項	第二百二十条第一項	昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七條後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)の規定により読み替えられた第二百二十条第一項
所得税法第二百三十条第三項	翌日	翌日(第一項の規定による還付金のうち同項の申告書に記載された昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第四條第四項(特別減税額)に規定する特別減税額に相当する金額については、当該申告書の提出があつた日の翌日以後三月を経過する日の翌日とし、同日以後に納付された当該源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日の翌日とする)
所得税法第二百三十条第四項	第一項の規定による還付金を同項	第一項の規定による還付金(前項に規定する特別減税額に係る還付金を除く)を第一項
所得税法第二百三十条第一項	第八号	昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七條後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)の規定により読み替えられた第二百二十条第一項第八号
所得税法第二百三十条第二項	還付金の還付をする場合において、同項	還付金(同項の確定申告書に記載された昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第四條第四項(特別減税額)に規定する特別減税額に相当する

所得税法第百三十条第三項	翌日	金額に係る還付金を除く。の還付をする場合において、第一項
所得税法第百三十九条第四項	第一項の規定による還付金	第一項の規定による還付金(第二項に規定する特別減税額に係る還付金を除く。)

(死亡に係る準確定申告の場合の特別減税)

第八条 前条の規定は、昭和五十三年六月二日以後に、昭和五十二年分所得税についての確定申告書を所得税法第百二十四条第一項(同法第百二十五条第五項において準用する場合を含む。)

「昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)」の規定により読み替えられた第百二十条第一項と、「第百二十二条第一項」とあるのは「昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段の規定により読み替えられた第百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

2 前項の規定の適用がある場合には、所得税法第百二十五条第四項中「第百二十条第三項」とあるのは「昭和五十二年分所得税の特別減税のた

め、臨時措置法第七条後段の規定により読み替えられた第百二十条第三項」と、同法第百二十条中「第百二十条第一項第三号」とあるのは「昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)」の規定により読み替えられた第百二十条第一項第三号」として、これらの規定を適用する。

(非居住者の特別減税)
第九条 第五条から前条までの規定は、非居住者の昭和五十二年分所得税についての特別減税額に相当する所得税の還付及び確定申告書を提出する場合の特別減税額に相当する税額の軽減又は還付について準用する。

第十条 所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)は、当該主たる給与支払者から昭和五十二年中の主たる給与等(居住者が同法第

百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の經由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この条において同じ。)のうちその年最後に受けるものの支払を受ける居住者で、かつ、昭和五十三年六月一日において当該主たる給与支払者から主たる給与等の支払を受ける者であるもの(以下この条において「基準日在職者」という。)に対し、同年六月又は七月のいずれかの月で大蔵省令で定めるところにより源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長に届け出た月(当該主たる給与支払者がこの項の規定による還付を同月六月又は七月以外の月に行うことにつき相当の理由があると認められる場合には、政令で定めるところにより、当該税務署長が当該還付を行うことが適当であると認められた月)において、第四条第一項本文に規定する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が、昭和五十二年給与源泉税額を超える場合には、昭和五十二年給与源泉税額とする。以下この条において「給与特別減税額」という。)に相当する所得税を還付しなければならない。

がある場合には、これらの規定を含む。)を適用して求めた所得税法第百九十条第二号に掲げる税額(当該基準日在職者がその者の当該給与等の金額が千円を超えていることにより同条の規定が適用されなかつた者である場合には、当該基準日在職者に対し当該主たる給与支払者が昭和五十二年中に支払うべきことが確定した給与等につき同法第百八十三条第一項の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額の合計額)をいう。

3 税務署長は、基準日在職者が昭和五十三年六月一日以前に昭和五十二年分所得税につき確定申告書を提出し、若しくは更正を受けたことによりその者の特別減税額が給与特別減税額に満たないと認められる場合、又は基準日在職者の給与特別減税額の計算がこの法律の規定に従っていないかつた場合その他その調査したところと異なる場合には、大蔵省令で定めるところによりその旨及び当該特別減税額又は給与特別減税額を当該基準日在職者に係る主たる給与支払者に通知しなければならない。

4 特別減税額に係る前項の通知を受けた主たる給与支払者は、当該通知に係る基準日在職者に対する第一項の規定による還付については、当該通知に係る特別減税額を基礎として計算した給与特別減税額により行わなければならない。ただし、主たる給与支払者が同項の規定による還付をした後において特別減税額又は給与特別

2 前項に規定する昭和五十二年給与源泉税額とは、主たる給与支払者が基準日在職者の昭和五十二年中の所得税法第百九十条第一号に規定する給与等につき同条の規定(租税特別措置法第

減税額に係る前項の通知を受けた場合には、当該主たる給与支払者は、当該通知を受けた日以後に当該通知に係る基準日在職者に対し最初に支払う給与等又は所得税法第九十九条に規定する退職手当等の支払の際、その者に当該還付をした金額のうち当該通知に係る特別減税額又は給与特別減税額を超える部分の金額に相当する所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならぬ。

5 前項ただし書の規定により徴収して納付すべき所得税は、主たる給与支払者については、源泉徴収に係る所得税とみなして、所得税法、国税通則法及び国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の規定を適用するものとし、基準日在職者については、当該所得税に相当する金額は第一項の規定による還付を受けなかつたものとみなす。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(更正又は決定の場合の特別減税)

第十一条 昭和五十三年六月二日以後に、居住者又は非居住者の昭和五十二年分所得税に更正又は決定をする場合には、第四条第一項に規定する昭和五十二年分所得税額から特別減税額

を控除するものとする。

(特別減税額に係る国税通則法の適用の特例)

第十二条 第五条第四項(第六条及び第九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による還付を受けた場合には、その者に係る昭和五十二年分所得税については、当該還付に係る還付請求書に記載された特別減税額(第五条第四項の規定により、税務署長が還付した還付金の額を限度とする。)は、昭和五十三年六月一日以前に提出された確定申告書又は同日以前にされた更正若しくは決定に係る通知書に記載された国税通則法第二条第六号又はへに掲げる事項とみなして、同法中申告、更正若しくは決定又は更正をすべき旨の請求に関する規定を適用する。この場合においては、当該確定申告書又は当該通知書に記載されていた納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額については、当該特別減税額を控除した後の税額又は当該還付金の額に相当する税額に当該特別減税額を加算した後の税額が記載されていたものとみなす。

2 居住者又は非居住者が昭和五十二年分所得税につき特別減税を受けた場合におけるこれらの者が納付すべき昭和五十二年分所得税に係る附帯税に関する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第七条(第八条第一項及び第九条において準用する場合を含む。第三号において同じ。)

の規定による軽減又は前条の規定による控除を受けた場合には、その確定申告書の提出又は更正若しくは決定により納付すべき昭和五十二年分所得税に係る附帯税の額の計算の基礎となる税額は、当該納付すべき所得税の額に当該軽減又は控除に係る特別減税額(政令で定める場合には、政令で定める税額。以下この号において同じ。)を加算した後の税額とし、当該計算の基礎となる税額のうち当該軽減又は控除を受けた特別減税額に相当する税額については国税通則法第六十条第二項の規定により延滞税を計算する場合におけるその計算の基礎となる期間の末日は、当該確定申告書の提出の日又は当該更正若しくは決定に係る通知書を発した日とする。

二 昭和五十二年分所得税について納付すべき税額を減少させる更正で前条の規定による特別減税額の控除を伴うものがあつた場合においても、当該特別減税額に相当する税額に係る更正の効力は、既に納付すべき税額が確定した附帯税に及ばないものとする。

三 第五条第四項の規定による還付を受けた所得税に係る特別減税額又は第七条の規定による軽減若しくは還付若しくは前条の規定による控除を受けた特別減税額が過大であつたことに伴い、昭和五十二年分所得税についてこれらの還付に係る還付金の額に相当する税額を減少させ、又は納付すべき税額を増加させ

る修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該修正申告書の提出又は更正により納付すべき税額のうちこれらの特別減税額に相当する税額について国税通則法第六十条第二項の規定により延滞税を計算する場合におけるその計算の基礎となる期間の始期は、これらの還付のための支払決定をした日若しくはこれらの還付に係る還付金につき充當をした日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)又は当該軽減若しくは控除を受けた特別減税額に係る確定申告書の提出の日若しくは更正若しくは決定に係る通知書を発した日の翌日とする。

第四章 雑則

(基準日在職者の還付金の支払明細書)

第十三条 第十条第一項に規定する基準日在職者に対し同項の規定により所得税の還付をする同項に規定する主たる給与支払者は、大蔵省令で定めるところにより、その還付金の額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その還付の際、その還付を受ける者に交付しなければならぬ。

(当該職員員の質問検査権)

第十四条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、この法律に基づく特別減税に関する調査に必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査

することができる。

一 この法律に基づく特別減税を受けることができる者又は当該特別減税を受けることができる者と認められる者

二 第十条第一項の規定による所得税の還付をする義務がある者又は当該還付をする義務があると認められる者

2 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 所得税法第二百三十六条の規定は、国税庁、国税局又は税務署の当該職員が第一項の規定による質問又は検査をする場合について準用する。

(特別減税額に係る国に対する請求権の期間制限)

第十五条 この法律に基づく特別減税額に係る国に対する請求権で、第七条後段の規定により読み替えられた所得税法第二百二十条第一項又は第八条第一項後段の規定により読み替えられた同法第二百二十四条第一項(同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第二百五条第一項(これらの規定を第九条において

準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出する義務がある者に係るものは、当該申告書に係る昭和五十二年分所得税につき国税通則法第七十条及び第七十一条の規定により更正又は決定をすることができる期間を経過した日以後においては、これを行使することができない。

2 この法律に基づく特別減税額に係る国に対する請求権(前項に規定する請求権を除く。)については、当該請求権をその権利を有する者に係る昭和五十二年分の所得税の還付金に係る国に対する請求権とみなして、国税通則法第七十四条の規定を適用する。前項の期間内に行使された請求権に基づき生じた還付金に係る国に対する請求権についても、また同様とする。

(政令への委任)

第十六条 第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定による当該職員の間問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁を

し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の行為により、第五条第四項(第六条及び第九条において準用する場合を含む。)の規定による還付を受け、又は第七条後段(第八条第一項及び第九条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた所得税法第二百二十条第一項第三号に規定する特別減税額に係る同号に規定する所得税の額につき所得税を免れた者

二 第十条第一項の規定により還付すべき所得税を還付しなかつた者

三 第十条第四項の規定により徴収して納付すべき所得税を徴収せず、又は当該所得税を納付しなかつた者

四 第十三条に規定する支払明細書を同条に規定する還付の際当該還付を受ける者に交付せず、又はこれに偽りの記載をして当該還付を受ける者に交付した者

第十九条 法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 前項に規定する人格のない社団等については同項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

この法律は、昭和五十三年六月一日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約三千億円である。

〔嶋崎均君登壇、拍手〕

○嶋崎均君 ただいま議題となりました昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、最近における社会経済情勢に顧み、中小所得者の所得税負担を軽減する等のため、一年限りの特例措置として、昭和五十二年分の所得税を減額し、これを昭和五十三年において還付する措置を講じようとするものであります。

減税による還付額は、昭和五十二年分所得税額を限度とし、本人六千円、控除対象配偶者または扶養親族一人につき三千円を加算することとしております。

なお、特別減税による国税の減収額は約三千億円と見込まれております。

委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長	安井 謙君	吉田 実君	鈴木 一弘君	小林 国司君	中山 太郎君
副議長	加瀬 完君	宮崎 正義君	渋谷 邦彦君	志村 愛子君	古賀雷四郎君
議員	太田 淳夫君	柏原 ヤス君	藤井 恒男君	河本嘉久蔵君	金井 元彦君
	矢原 秀男君	中村 利次君	原 文兵衛君	片山 正英君	土屋 義彦君
	藤原 房雄君	中村 禎二君	二宮 文造君	長田 裕二君	木村 睦男君
	相沢 武彦君	白木義一郎君	小平 芳平君	八木 一郎君	塚田十一郎君
	中野 明君	多田 省吾君	中尾 辰義君	鍋島 直昭君	源田 実君
	柳澤 鍊造君	田淵 哲也君	向井 長年君	那 祐一君	二木 謙吾君
	金丸 三郎君	新谷眞三郎君	上原 正吉君	小澤 太郎君	岩動 道行君
	峯山 昭範君	大石 武一君	下村 泰君	園田 清充君	丸茂 重貞君
	阿部 憲一君	山田 勇君	江田 五月君	大鷹 淑子君	平井 卓志君
	三治 重信君	前島英三郎君	市川 房枝君	井上 吉夫君	上條 勝久君
	衛藤征士郎君	青島 幸男君	秦 豊君	初村滝一郎君	岩上 二郎君
	矢追 秀彦君	前田 勲男君	龜長 友義君	田代由紀男君	山本 富雄君
	黒柳 明君	北 修二君	熊谷 弘君	三善 信三君	真鍋 賢二君
	木島 則夫君	下条進一郎君	鈴木 正一君	増岡 康治君	高橋 圭三君
		田原 武雄君	岩崎 純三君	高平 公友君	竹内 深君
		伊江 朝雄君	浅野 一 祐君	中村 啓一君	成相 善十君
		長谷川 信君	後藤 正夫君	野呂田芳成君	遠藤 要君
		戸塚 進也君	糸山英太郎君	亀井 久興君	坂野 重信君
		中西 一郎君	上田 稔君	堀内 俊夫君	佐々木 満君
		坂元 親男君	寺下 岩蔵君	森下 泰君	望月 邦夫君
		林 道君	世耕 政隆君	最上 進君	細川 護熙君

高橋 善富君	中村 太郎君	和田 静夫君	立木 洋君
案納 勝君	志苦 裕君	寺田 熊雄君	片岡 勝治君
広田 幸一君	矢田部 理君	小笠原貞子君	神谷信之助君
鳩山威一郎君	秦野 章君	対馬 孝且君	粕谷 照美君
宮田 輝君	福岡日出磨君	森下 昭司君	野田 哲君
村沢 牧君	勝又 武一君	小巻 敏雄君	福岡 知之君
藤井 裕久君	高杉 勉忠君	丸谷 金保君	香脱タケ子君
林 寛子君	福島 茂夫君	吉田 正雄君	大木 正吾君
森田 重郎君	野末 陳平君	内藤 功君	安恒 良一君
堀江 正夫君	降矢 敬義君	山中 郁子君	安武 洋子君
岡山 雅也君	降矢 敬雄君	松前 達郎君	穂山 篤君
佐藤 信二君	柿沢 弘治君	佐藤 昭夫君	大森 昭君
玉置 和郎君	内藤善三郎君	左藤 三吾君	下田 京子君
藤田 正明君	楠 正俊君	瀬谷 英行君	坂倉 藤吾君
大谷藤之助君	町村 金五君	山崎 昇君	浜本 万三君
徳永 正利君	江藤 智君	河野 謙三君	西ヶ久保重光君
山崎 寛男君	増田 盛君	加藤 武徳君	山内 一郎君
嶋崎 均君	稲嶺 一郎君	村田 秀三君	大塚 喬君
梶木 又三君	藤井 丙午君	安永 英雄君	竹田 四郎君
植木 光教君	安田 隆明君	鈴木 省吾君	久次米健太郎君
斎藤栄三郎君	山東 昭子君	片山 甚市君	目黒今朝次郎君
石破 二郎君	大島 友治君	永野 嚴雄君	夏目 忠雄君
斎藤 十朗君	青井 政美君	永野 嚴雄君	夏目 忠雄君

橋本 敦君	久保 巨君
小野 明君	川村 清一君
田中寿美子君	野口 忠夫君
栗原 俊夫君	市川 正一君
渡辺 武君	秋山 長造君
小谷 守君	戸叶 武君
小柳 勇君	阿具根 登君
河田 賢治君	宮本 顯治君
上田耕一郎君	

國務大臣

内閣總理大臣	福田 赳夫君
外務大臣	團田 直君
大藏大臣	村山 達雄君
厚生大臣	小沢 辰男君
農林大臣	中川 一郎君
通商産業大臣	河本 敏夫君
國務大臣	宮澤 喜一君
國務大臣	牛場 信彦君

議長の報告事項

去る四月二十七日プラス・ロカ・キューバ人民権力国民議會議長から本院議長宛、次の祝電を接受した。

来る二十九日の日本の国祭日にあたり、閣下に、キューバ共和国人民権力国民議会の祝電を送りたいと存じます。同時に、貴国民の進歩と福祉のために閣下が果される重要な責務の成功と、閣下御自身の御多幸をお祈り致します。

同日キロ・グリゴロフ・ユーゴスラヴィア連邦議會議長から本院議長宛、次の祝電を接受した。

天皇誕生日に際し、私はユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国連邦議會を代表して、閣下に御祝辞をお伝えすることを特に喜びとするものであります。この機会に、両国の議会の協力により、両国間の理解と友情の關係がますます強化されることを確信しておりますことを申し上げます。

去る四月二十八日議長において、常任委員を次のとおり指名した。

法務委員 上田 稔君

内閣委員 辞任 補欠

金丸 三郎君 竹内 潔君

地方行政委員

柳澤 鍊造君 木島 則夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

植木 光教君 竹内 潔君

同日議員上田耕一郎君外二名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。

核兵器全面禁止、原子爆弾被爆者等援護に関する決議案

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

労働基準法の一部を改正する法律案(市川正一君外二名発議)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

民法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

仮登記担保契約に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協

定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めの件

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件

郵便貯金法の一部を改正する法律案

通信委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案(足立篤郎君外十一名提出)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

特定不況産業安定臨時措置法案可決報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員森下昭司君提出軽自動車運転免許証に関する質問に対する答弁書

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協

定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めの件

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

仮登記担保契約に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協

定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めの件

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件

地方行政委員

柳澤 鍊造君 木島 則夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

植木 光教君 竹内 潔君

同日議員上田耕一郎君外二名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。

核兵器全面禁止、原子爆弾被爆者等援護に関する決議案

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

労働基準法の一部を改正する法律案(市川正一君外二名発議)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

民法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

仮登記担保契約に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協

定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めの件

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件

昭和五十三年五月十日 参議院會議録第二十号 議長の報告事項

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

地方交付税法等の一部を改正する法律
職業訓練法の一部を改正する法律

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定
に基づく昭和五十二年度首都圏整備に関する年次
報告を受領した。

同日ホルスト・ジンダーマン・ドイツ民主共和国
人民議会議長から本院議長宛、次の祝電を接受し
た。

日本の国民の祝日に際し、閣下に心からお祝い
を申し上げます。また、この機会を利用しまし
て、わが両国議会の協力が今後の両国関係の一
層の発展に寄与するという私の信念を表明いた
します。この意味におきまして、今度の閣下の
ドイツ民主共和国御訪問を心から楽しみにお待
ちしています。重ねて閣下の御多幸を祈り上げ
ます。

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

市川 正一君

補欠

渡辺 武君

商工委員

辞任

渡辺 武君

市川 正一君

同日議長は、次の議員提案案を予備審査のため衆
議院に送付した。

労働基準法の一部を改正する法律案(市川正一
君外二名発議)

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

大谷藤之助君

齋藤 十朗君

商工委員

辞任

齋藤 十朗君

大谷藤之助君

通信委員

辞任

沓脱タケ子君

市川 正一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

竹内 潔君

植木 光教君

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。

母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス
君外一名発議)

児童福祉法の一部を改正する法律案(柏原ヤス
君外一名発議)

同日ブルガリア人民共和国人民議会議長ウラジ
ミール・ボーンフ博士から議長宛、次の祝辞を接
受した。

ブルガリア人民共和国人民議会議を代表して、四
月二十九日の日本の国民の祝日を心からお祝い
申し上げます。また、この機会を利用しまし
て、わが両国議会の接触と協力が今後一層発
展され、日本・ブルガリア両国民間の友好関係
の強化、さらに世界の平和と安全と進歩に寄与
するという私の信念を表明致します。重ねて閣
下の御健康と友邦日本国民の繁栄のための閣下
の御活躍を心からお祈り致します。

同日議長は、プラス・ロカ・キューバ人民権力国
民議会議長、キロ・グリゴロフ・ユーゴースラ

ヴィア連邦議会議長及びホルスト・ジンダーマ
ン・ドイツ民主共和国人民議会議長宛、それぞれ
次の謝電を発送した。

天皇誕生日に際し、御懇篤なる御祝電をいただ
き深謝申し上げます、あわせて閣下の御健康と、閣
下が今後ますますわが両国議会の友好関係増進
のため御尽力くださるよう祈ります。

去る四日議長は、ブルガリア人民共和国人民議会議
議長ウラジミール・ボーンフ博士宛、次の謝電を
発送した。

天皇誕生日に際し、御懇篤なる御祝電をいただ
き深謝申し上げます、あわせて閣下の御健康と、閣
下が今後ますますわが両国議会の友好関係増進
のため御尽力くださるよう祈ります。

去る六日議長は、次の議員提案を予備審査のため
衆議院に送付した。

母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス
君外一名発議)

児童福祉法の一部を改正する法律案(柏原ヤス
君外一名発議)

母子保健基本法案(柄谷道一君外一名発議)

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

母性保障基本法案(柄谷道一君外一名発議)

地方行政委員

辞任 補欠

佐藤 三五君 補欠 補欠
補欠 補欠
補欠 補欠

大蔵委員

辞任 補欠

補欠 補欠
補欠 補欠
補欠 補欠

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(田中寿美子君外二名発議)

昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

井上 計君 補欠 補欠
中村 利次君

地方行政委員

辞任 補欠

補欠 補欠
補欠 補欠
補欠 補欠

外務委員

辞任 補欠

補欠 補欠
補欠 補欠
補欠 補欠

大蔵委員

辞任 補欠

宮田 輝君 補欠 補欠
降矢 敬義君

佐藤 三五君 補欠 補欠
補欠 補欠

多田 省吾君 補欠 補欠
補欠 補欠

商工委員

辞任 補欠

中村 利次君 補欠 補欠
井上 計君

瀨谷 英行君 補欠 補欠
浜本 万三君

運輸委員

辞任 補欠

沓脱タケ子君 補欠 補欠
市川 正一君

通信委員

辞任 補欠

青木 薪次君 補欠 補欠
赤桐 操君

建設委員

辞任 補欠

市川 正一君 補欠 補欠
沓脱タケ子君

降矢 敬義君 補欠 補欠
宮田 輝君

赤桐 操君 補欠 補欠
青木 薪次君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

商工委員会

理事 大谷藤之助君(大谷藤之助君の補欠)

運輸委員会

理事 目黒今朝次郎君(青木薪次君の補欠)

通信委員会

理事 小澤 太郎君(長田裕二君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和三十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

大蔵委員会に付託

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案

運輸委員会に付託

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

特定機械情報産業振興臨時措置法案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政警察局の分室の設置に関し承認を求めるの件

内閣委員会に付託

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

大規模地震対策特別措置法案

災害対策特別委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和三十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(大蔵委員長提出)

大蔵委員会に付託

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

社会労働委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を運輸委員会に付託した。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案(足立篤郎君外十一名提出)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を運輸委員会に付託した。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案(足立篤郎君外十一名提出)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を運輸委員会に付託した。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案(足立篤郎君外十一名提出)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を運輸委員会に付託した。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案(足立篤郎君外十一名提出)

昭和五十三年五月十日 参議院會議録第二十号 質問主意書及び答弁書

同日委員長から次の報告書が提出された。

国民年金法等の一部を改正する法律案可決報告書

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案可決報告書

軽自動車運転免許証に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年三月三十日

森下 昭司

参議院議長 安井 謙殿

軽自動車運転免許証に関する質問主意書

昭和五十年九月一日道路運送法の省令改正により、軽自動車の排気量は、三六〇CC以下が五五〇CCまで拡大された。このため四十万〜五十万名と推定される三六〇CC以下の車両運転のできる普通自動車免許の「限定免許証」所持者は事実

上その免許を行使できえない現状にある。

それは省令改正後三六〇CCの軽自動車は生産されてなく、改正前に生産された車は順次廃車となり、少数台しか存在していないからである。改正後の軽自動車五五〇CC生産車は昭和五十二年十二月末で約五十万台に達し、拡大の方向にある。更に排気量の拡大は、軽自動車の馬力、速度の向上でなく、公害規制のためにされたものでその運転性能、操作等はなんら異なるものでない。

かかる観点から次の点につき質問する。

- 一 道路運送法「自動車の種別」と道路交通法「自動車の種類」との相違から、かかる実情になつたとと思うがどうか。
- 二 免許制度の中で軽自動車免許制度があつたにもかかわらず、数次の改正で普通自動車免許とし限定条件付与をしてきたが、乗車できる軽自動車がないがこの既得権をどう生かすのか。
- 三 限定解除を受けるには、普通自動車免許試験を受けなければならず、限定免許所持者は、比較

較的中・高年齢者が多いとされているが、既得権の侵害にあたらないか。

四 道路運送法省令改正とともに道路交通法の政令改正も必要であつたのでなかつたか。

五 限定免許所持者の既得権を確保するため、道路交通法の総理府令を改正する必要があると思

うがどうか。右質問する。

昭和五十三年四月二十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員森下昭司君提出軽自動車運転免許証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員森下昭司君提出軽自動車運転免許

証に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

昭和四十三年に道路交通法上軽自動車免許制

度が廃止され、自動車の種類としての軽自動車普通自動車とされたのは、軽自動車の性能の向上に対応して、交通安全の見地から、運転免許の資格要件の強化が必要であつたためである。

その際、軽自動車免許を従前の軽自動車の運転に限定した普通自動車免許に切り替える措置が講じられ、これにより従前の免許の所持者の利益が保護されている。

右の免許の所持者が従前の軽自動車の規格を超える規格の普通自動車を運転するためには、道路交通法令上、都道府県公安委員会の行う普通自動車の運転技能についての審査に合格して免許に付された限定の解除を受けなければならぬが、この審査は、現在の普通自動車の運転技能についての試験の方法よりも比較的簡易な方法により行われている。

昭和五十一年に行われた道路運送車両法令上の軽自動車の規格改定は、それ自体運転免許制

度の問題ではないが、現在、従前の規格による軽自動車の販売が縮小されている状況の下において、なお相当数の者が限定の解除を受けていない実情にあるので、これらの実情を十分踏まえて、限定の解除が促進されるよう最大限の努力をすることといたしたい。

<p>第十六号中正誤</p>	<p>ベシ 段行 誤 正</p> <p>四〇 四から 八 小島さん 木島さん</p>
<p>第十七号中正誤</p>	<p>ベシ 段行 誤 正</p> <p>四七 三 一 中小企業 中企業</p> <p>ク 三から 三 税度 程度</p>
<p>第十八号中正誤</p>	<p>ベシ 段行 誤 正</p> <p>四四 四から 八 安公 安全</p> <p>四七 四 七 内容を 内容と</p>

昭和五十三年五月十日 参議院会議録第二十号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二二〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代) F107